

平成23年第3回大台町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集の年月日

平成23年 9月12日（月）

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

9月15日（木）

4. 応招議員

1番	堀江洋子君	2番	廣田幸照君
3番	山本勝征君	4番	小林保男君
5番	大西慶治君	6番	直江修市君
7番	元坂正人君	8番	欠員
9番	村田侑康君	10番	小野恵司君
11番	前田正勝君	12番	中西康雄君
13番	上岡國彦君	14番	伊藤勇三郎君

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員数

13名

7. 欠席議員

なし

8 . 地方自治法第 121条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上 武義 君	副 町 長	余谷 道義 君
教 育 長	村田 文廣 君	総 務 課 長	上瀬 勉史 君
会 計 管 理 者	高西 立八 君	企 画 課 長	東 久生 君
町民福祉課長	磯田 諄二 君	健康ほけん課長	大滝 安浩 君
税 務 課 長	立井 靖樹 君	教 育 課 長	野呂 茂生 君
生活環境課長	鈴木 好喜 君	産 業 課 長	野呂 泰道 君
建 設 課 長	高松 淳夫 君	報徳病院事務長	尾上 薫 君
総 合 支 所 長	谷口 俊彦 君	大杉谷出張所長	寺添 幸男 君

9 . 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西山幸也君 同書記 北村安子君

10 . 会議録署名議員の氏名

13番 上岡 國彦 君 14番 伊藤 勇三郎 君

11 . 議事日程

日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第 4 議案第59号 大台町町道路線の認定について（八幡十南寺線）

日程第 5 議案第60号 大台町町道路線の変更について（下楠寺前線）

日程第 6 議案第61号 大台町町道路線の変更について（川向中央線）

日程第 7 議案第62号 三瀬谷地区統合簡易水道事業導水管布設工事（第16工区）請負契約の締結について

日程第 8 議案第63号 大台町地域活性化条例の制定について

- 日程第 9 議案第 6 4 号 大台町地域活性化基金条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 5 号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 6 6 号 大台町税条例等の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 1 2 議案第 6 7 号 大台町災害弔慰金の支給等に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度大台町一般会計補正予算（第
8 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度大台町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度大台町簡易水道事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度大台町住宅新築資金等貸付事
業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度大台町介護保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度大台町生活排水処理事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 9 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度大台町後期高齢者医療事業特
別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 発議第 4 号 議会の委任による町長の専決処分について
- 日程第 2 1 請願第 1 号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教
育予算拡充を求める請願書
- 日程第 2 2 請願第 2 号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わ
る制度の拡充を求める請願書

日程第 2 3 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書

日程第 2 3 請願第 4 号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書

(第 3 号の追加 1)

日程第 1 発議第 5 号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書

日程第 2 発議第 6 号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める請願書

日程第 3 発議第 7 号 義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める意見書

日程第 4 発議第 8 号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書

(第 3 号の追加 2)

日程第 1 報告第 1 2 号 教育委員会の事務に関する点検評価報告について

(第 3 号の追加 3)

日程第 1 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度大台町一般会計補正予算 (第 9 号)

日程第 2 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 3 議案第 7 7 号 平成 2 3 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(午前9時00分 再開)

再開の宣言

議長(大西慶治君) おはようございます。

定刻となりました。ただいまから平成23年第3回大台町議会定例会を再開します。

ここで、訂正の申し出が2件ございます。

12日の請願第4号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書」について、請願書の訂正のため議会事務局長から、発言の申し出がありましたので、これを許可します。

事務局長。

議会事務局長(西山幸也君) すみません。請願第4号の防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書の文面を、お手元に配付させていただきましたので、以後、配付させていただいたものとお差し替えをお願いいたしたいと思っております。

訂正箇所につきましては、お配りしましたのはもう「正」のほうなんですけども、請願の理由の5行目でございます。(東南海・南海地震防災対策推進地域)と、以前のものは(南海地域)となっておりましたのを、(南海地震)というふうな訂正でございます。

それと13行目なんですけども、「早急に老朽化した校舎」なんですけども、これが変換間違いということで、区舎になっておりました。「校舎」が「正」でございます。

以上、大変申し訳ございませんが、請願者の確認をとりましたので、訂正のための差し替えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 次に、議案第69号「平成23年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第72号「平成23年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、予算に関する説明書の内容に訂正がございます。健康ほけん課長から発言の申し出がございますので、これを許可します。

健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝安浩君） おはようございます。ただいまのとおり、「国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の差し替えについてお願いをいたします。

差し替えの理由でございますが、国民健康保険では5ページ、10款繰越金で、目、節が「その他繰越金」となっておりましたものを、「繰越金」とさせていただきます。このことにつきましては、以前から支払基金に返還する分として、「療養給付費交付金繰越金」と「その他繰越金」に分けて計上しておりましたが、特に分ける必要がないことから、「目・繰越金」、「節・前年度繰越金」と計上させていただきます。

なお、介護保険につきましても5ページの8款「繰越金」も同様の理由により、変更させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

議事日程の報告

議長（大西慶治君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（大西慶治君） 日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の

件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長(大西慶治君) 日程第2「総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（大西慶治君） 日程第3「産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第59号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第4 議案第59号「大台町町道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

議案第60号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第5 議案第60号「大台町町道路線の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議案第61号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第6 議案第61号「大台町町道路線の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

議案第62号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第7 議案第62号「三瀬谷地区統合簡易水道事業
導水管布設工事（第16工区）請負契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議案第63号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第8 議案第63号「大台町地域活性化条例の制定
について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 「大台町地域活性化条例の制定」ということで提案されております。宮川地域は特にそうなんですけども、昭和46年に過疎対策の特別措置法が制定されまして、ずっと時限立法でございましたので、名称が変わってきておりますけども、一貫して事業が進められてきましたが、今日なおですね、過疎化の一層の進行ということで、とりわけ大杉地区におきましては、この65歳以上の方の高齢化比率というのは非常に高い、67ぐらいのですね、数字になってきておることから、町としましては町長も新聞社のインタビューに答えて、「特別に条例制定は必要ないけれども、やはりそれぐらいの意気込みでやっていきたい」というようなコメントをされておりました。で、この条例の眼目であります「第4条 集落対策の重点地域」を定めてですね、対策を講じていくということのための条例なんですけれども、予算、あとで審査に入るんですけども、特にこの10月の1日からの施行に合わせて、この予算化されておるのが、歳出ほうでも何も見当たらないんですけども、その点について、まず伺いたいというふうに思います。

それと、当然条例が制定されてから事務等が進められる。これは当然根拠を持ってやるということから当然のことなんですけども、しかしながら、こういう条例を定めて重点地域に対する、もうこれははっきり重点地域にですね、この4条の規定によって指定受けるのはもう明らかになっておりますから、そのための、この事業計画等というのは10月の1日から進めて、取り組んでいくということではなくって、もうすでに素案みたいなものは私はあるんじゃないかというふうに思うんですけども、対策項目はこの8条に出てますけれども、これらに沿ってのその事業計画ですね、これの素案について説明を求めたいというふうに思います。

それと、一応条例につきましては企画課のほうで担当されて、説明もされたんですけども、この重点地域に対する対策については、どこが所管になってやっていくんか、この点につきましても説明を求めたいと思います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 3点、ご質問いただきました。1点目の10月1日から施行ということで、予算があるのかどうかということでございます。ご指摘のとおり予算は設けておりませんが、当初予算の中では集落支援員の導入等々で、前倒し的には予算は付けておりますが、なぜ付けていないかということでございますが、こういう形で条例をしておりますけれども、行政側が先に入れ物を作って、入れ物というんか、その対策を作って「どうですか、どうですか」というような押しつけというんか、こうちらつかせるということではなしに、住民の皆さんが主体となって考えていただいたことで、「こういう支援が町にもらえると、俺らはやって行けるのや」というところを、支援させていただきたいということで、今後の地域の主体的な活動の中で、生まれてくるものというふうな形で考えております。

それから、10月1日から進める事業計画、そんなもんあるのかということでございますが、これにつきましてもですね、こういうものというような案は持っておるんですけども、そういうものは出さずに、さっき言ったように「地域から」ということで考えておまして、3番目のその重点地域の所管ということで、数年前から支所、出張所に職員を増員して、その地域はその地域で支所、出張所と、その地域の住民の方と協働で地域づくりをするという、基本的なものの考え方の中で、大杉であれば大杉出張所、領内であれば領内出張所、そういった形でこの地域づくり、集落対策をやってですね、そこら辺を本庁の各課がバックアップするという形を考えております。以上です。

議長（大西慶治君） 直江議員。

6番（直江修市君） 今、条例の趣旨でもございますように、「町民と行政が

一体となって取り組んでいく」ということから、とりわけ集落対策の重点地域におきましては、いつも言われております住民の参画と協働で、事業計画からやっていくんだということでもあります。で、全員協議会で私お聞きしましたけれども、そういったための組織づくりですか、いわゆる協議会的なものが要るんではないかというふうに申しましたけれども、この条例案にはですね、そういったものを設置していくというような規定がございません。既存の地域における組織はあろうかと思えますけれども、新たにですね、この条例を受けて、この基本施策に沿った事業をやっていくための協議会ということにつきましては、どのように考えておられるのか、伺います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 全員協議会で条例案をご説明させていただいたときに、確かに直江議員のほうから協議会的な、地域づくりの協議会、要るんではないかということで、我々のほうも検討するような形でお話をさせていただきました。協議会につきましては各地域地域で、また区長さんはじめ、そういった組織で支所、出張所が事務局的な形でやっておりまして、その地域地域のスパンでものごとを考えると、そこにあるのかなというふうに思っておりますし、この条例に基づいた諸施策について、指定、あるいはその補助事業とかいろんな事業がですね、的確なものなのかどうかというのは、部内に集落対策の検討委員会というのを設けてやるということで、直江議員の言われるように、全町的な大きな形での協議会というのは、今のところ、そこまでは持っておりませんが、今後の事業の進め具合によっては、そういうものも必要であれば、また作って行きたいというふうに思っております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

山本議員。

3番（山本勝征君） この地域活性化条例の中で、私もその第4条、65歳以上の人口が50%したら強制的に指定をして、順次50%になったら地域指定を

して、活性化条例あてはめて、こうやっていくんか。そのようなところもう一回確認をしたいと思うんです。

それとですね、私思うのに、やはり町長もよく言うし、企画課長も言葉に出したんですけども、「地域住民が考えて、まず積極的に取り組んでいく」それは当然のことなんです。地域のことは地域住民が考えなければならない。ところが、こうよく考えてみるとですね、65歳以上の方が50%以上占めてくると、地域のことを地域住民が地域のことを考えること自体が、難しい状況になってくると、いわゆるもうそういうようなことを考えることができない、思考停止ですね。私に言わすと、思考停止がもう起ってくるんじゃないかと、そういうふうにも思っておるんです。私自身も年とってきたんで、そう感じるし、思うんかもわからないんですけども、活性化しようとか、地域をどうしようとか、グループをどうしようとか、そういう考えがですね、本当にもうなくなってくる。そうするとこういうような活性化条例を制定してもですね、そして「地域は地域住民が積極的に考えて行動起こしてやりなさい。それをサポートしますよ」というようなことではですね、もう持たない。地域が活性化できない状況が、段々段々生まれてきている。生まれて進行していっているということを、私は言えると思うんですよ。そういう状況に入ってきていると。

で、あまりその地域の住民の積極的なそういうようなものを待ってては、活性化しないと、いろんなことが起ってこないと、そういうことが言えるのでですね、あまり総合計画の中でもそういうような2ページに計画趣旨の中で出ておるんですけどもね、あまりそれを待っていると、私は地域の活性化もできないし、町全体も沈滞化していくと、やはり行政の積極的なサポート、積極的に先導的役割を果たしてもらわんと、私はできないんじゃないかと、こういうふうに考えておるんです。

1つは先に言いましたように、50%だったら指定をしてやっていくんかということが質問のあれ、強制的と言うんか、何と言うんか、先導的にやって行くん

かどうか、それを伺いたいと、1点です。

それから、もう1つ、7条の2に「町民等は、町が行う施策への理解と積極的な参加に努めるものとする」というのがあるんですけども、これはどういう意味なんかですね、「町民がそういうようなものに積極的に参加しなさい」と、義務付け的なものなんかどうか、この文言の解釈ですね。それもさっきとの関わりがあるんですけども、こんなものを書いても、なかなか住民は積極的に参加する人は少ないですよということを私は言いたいんです。

それから、3つ目は、「町民等」とありますが、この「等」はどういうような人か、何を指しておんのか。「町民等」、それが3つ目の質問です。

それから、「地域のコミュニティを促進する施策」とありますが、この「コミュニティを促進する施策」とは、例えばどういうようなものを指していくんか、お教え願いたいと思います。ごめんなさい、8条ですね。8条の(1)です。

それから、8条の(5)「高齢者等の移動支援や買い物支援など、こういうようなものに対する施策」とありますが、これはもう今やっておるタクシー券ですか、そういうようなものを含めて言うておんのかどうか。また、新たなものを設けるんかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、5つ目ですけども、(6)「新たな定住を促進する施策」とありますが、これは例えば町民住宅とか、そういうようなものを想定しておるのかどうか、その辺のとお聞きしたいと思います。

議長(大西慶治君) 企画課長。

企画課長(東久生君) たくさんいただきましたので、ちょっと抜けておりましたら、またご指摘いただきたいと思います。

まず最初に、「指定について」でございます。この指定につきましては毎年9月30日の住民基本台帳を基にですね、その高齢化率を見せていただいて、その後、さっきも直江議員から言われましたけど、多分ほとんどそういう指定になるかとは思いますが、もう「わしとこはもうええんや」と言われたら、それは指

定もないと思いますけど、そういった中で翌年度の、今年でしたら今年の10月にこういう地域が条件に入ると、そうすると24年度から指定ということですね、24年度の予算にそういったものを盛り込めるということで、9月30日の住民基本台帳を基に判定したいなというふうに思っております。

ただ、その中には学生さんがみえたりですね、福祉施設があったり、それから外国人登録の方がみえたりする場合がありますんで、その部分はちょっと除いて判定するというようなことで、規則で一応定めております。指定につきましては、そういうことでございますので、年1回、来年度に向けて指定を判断していくと、指定してありましても、高齢化率が上がってきましたら指定は外されるという部分も、当然出てきますんで、毎年毎年見直しをしていくということでございます。

それから、7条の「義務」のお話でございますが、これはどうしても役場行政の役割、当然町民の皆さんの役割というのがあって然るべきやと思うんですわ。

「行政も行政の役割をしっかりと果たしますよ」と、そやで「町民の皆さんも一生懸命やってくださいよ」ということで、それは義務という形ではありますけれども、呼びかけというかお願いというふうなことでございます。そんな別に、そのことでどうのこうのと言えるものでもないんですけども、そういうお願いをしておるといようなことでございます。

それから、「町民等」ということでございますが、これは町民の皆様以外に、町外の方でも地域づくりに協力していただいております方とか、NPOとか会社とかいろいろございますんで、そういうものを含めて「町民等」という形でしております。

それから、第8条の1の「コミュニティ」って、どんな事業かということですが、今一番社会でも言われておりますように、地域でも隣近所の付き合いであるとか、集落の付き合いがなくなってきたということが言われておりました、特に防災のときなんかで、そんなのが一番大事やとか言われております。そういったことが、少し昔に戻るような形になるんですけども、隣近所、地域が

ながりがあるというんですか、知り合いでというふうな、こう助け合いができるような、そういったことをできるような事業ということで考えておりました、具体的な、何やというのはちょっと、今すぐにはようお答えできないんです。そういった事業でございます。

それから、5番目の「移動支援や買い物支援」でございます。町営バスとかデマンドタクシーとかいうことで、大台町内の基幹的な交通網については整備させていただいておるといふふうに思っておりますけども、地域ではやっぱりその「バス停まで出てくるのに、なかなか出て来にくいんや」ということで、そんなお話もございます。ただ、企画課の公共交通のほうではなかなかそこまでは、細かいところまではできないので、そこら辺をその地域でどのようにこう助け合いというのですか、送り迎えをしていくかという部分を指してですね、こういった支援施策。ですから、例を挙げますと、地域でボランティアで送り迎えしましょうと、そのときに車については、行政がある程度みてもいいんじゃないかといったようなことが想定の中に入っております。

それから、6番目の「新たな定住を促進する施策」ということで、これは当然、集落対策、地域づくりもそうなんですけど、どうしてもUターン、Iターンの方々というのが、やっぱりキーポイントになってまいります。そういった方々が来やすいような、いろいろな制度というのがあるのかなというようなことで、そこら辺を指して定住を促進する施策とやっております。これは空き家対策でもあったり、改修であったりと、いろいろなものが考えられると思っておりますけども、そういうことを指しております。以上です。

議長（大西慶治君） 山本議員。

3番（山本勝征君） やはり4条ですけどね、例えばその9月、10月の時点で50%を超してきたと、65歳以上の人口超してきたと。そうすると、次の翌年の4月の指定を行って予算等計上していくと、そういう説明やったと思うんですけども。

そこでですね、私、思考停止をしておると、地域は思考停止をしてしまって、いわゆる50%を過ぎて65歳以上の高齢者が50数パーセントになったと、ある地域が。ところが地域のそういうような活性化とかいろんなコミュニティに対するですね、思考停止を起こしておって、行動を何も起こさんと、指定だけして何も起こさん。その場合にはもう予算を計上しないのかどうかですね。そしてそういうような状態が起こったときに、行政はどういうように対処するんか、この条例を基にですね。その辺のそこをもうちょっとしっかり聞いておきたいと思います。

そういう状況が私は起ってきているし、起こると思うんですよ。さっき言ったように、高齢化するとですね、隣のこともどうでもええ、組のこともどうでもええ、それから地域の寄り合いにも行きたくない、総会にももう行きたないと、夜出ることが億劫であると、そういう状況なんですよ。で、そういう状況の中で活性化どころか言うてもですね、地域の人を考えないんですよ。だから私、思考停止している、そういう状況が起ってくるというんですよ。そのときに行政はどういう関わりをして、地域の活性化のために予算組んで、どういう指導をしていくか。私はこれがこれから非常に大事になってくるというふうに考えておるんですよ。そういう地域が多くなってくると。そのことについてもう少し突っ込んで、再質問で聞いておきたいと思います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 山本議員言われる、まさにそのとおり、現状はそういうことございまして、なかなかそこが地域づくり、集落対策の難しいところということで、このあいだ言いました「信じてやらなければならない、何もしなければそこは終わってしまう」という基本の考えでやっております、当然、その地域の人意識というのですか、「自分はもう年にとって終りだ」というんではなしに、「自分たちが住んできたその地域がいつまでも」というような感覚になっていただくように、支所、出張所の職員が地域に入りながら一緒にやっていく

と。

それと先ほど人材がないという話でございました。8条の4で人材支援に関する施策ということで大杉に入っていますが、集落支援員。そういう若い人を地域に入らせていただくことによって、そういった高齢の方が動けない部分をやるのか、知恵を出すとかという部分で、地域の求めに応じて町としては集落支援員を派遣させていただき準備はしております、そういった人材の派遣というのを、ここで盛り込んでおります。

あと「予算」という話ですが、必ずしも指定されたから、どこどこ地域に予算がいくら付くというものではございません。何もなければ指定だけで、じっくり地域と話し合っただけでやっていく場合もありますし、当然、もうこういうことをやっていくんやということで地域の皆さんが一体となれば、その年から、またそういったその地域に対する予算というのが発生すると思いますけども、必ずしも指定イコール予算ということではございませんので、よろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） この集落対策ということですね、実際に、例えばの話ですけども、ホームヘルパーの事業がありますね。たくさんその介護保険を使って、その利用者がたくさんいるところと、そうでないところはですね、介護保険の事業としては成り立たないというような地域があるわけですね。そこなんかは必然的にもうあまり手が入っていかないという、ヘルプの手が入っていかないというような状況があるわけですね。

そういったようなところを、「何とか支えたらなあかんやねえか」というふうな部分もあるわけですね。だったらその営業ができるような形で、行政が費用もそれへ突っ込んでいかなあかんという部分も、当然出てくるわけです。そこで、同じ平等な事業でありますけども、その平等な権利を受けられないという、そういう地域がありまして、それは不公平ですから、その不公平を是正するために、町は金を突っ込みますよ、それを集落対策というふうなことでやっていこうとい

うふうな、そういうことも出てくると思いますし、トイレのことでですね、汲み取りをするにしてもですね、3軒、4軒でもあのタンクローリーいっぱいにならないと、「ちょっと待って、ちょっと待って」でいっぱいになるような戸数が集まるまでですね、取りにいかないと、その間待っておらんなんという、そういった不便をかちながら生活していかんなんということがあるわけですね。たくさん家のあるところやったら、サーッともう集まってきて営業ができるという、そこら辺の格差を埋めていくというような必要性も、これ当然出てくるんじゃないかなと、いろんなものが出てくると思います。買い物にしても医者に行くにしても、いろんなものが出てくると思うんですが、そういったようなものを穴埋めしていこうとするのが、どうしたらええのかということもございます。

片や地域の皆さんに動いていただいて、地域を活性化させていくという、そういう側面もございます。それはもうケースバイケースいろいろ見ながらですね、やって行かないかんと思います。おっしゃられるように、実際それはもう日が暮れてきたら外へも出たないんや、あれもしたねえ、これもしたねえ、もうようせんのやという、そういうことにはなって行きがちでございます。そういったような地域の中で、行政が支えるべきものがどこなんか、あるいは地域の皆さんに頑張ってもらいたくのがどこなんかというふうなことも、しっかりと支所、出張所も目配りしながらですね、見ていく必要があるのやないかというふうに思っております。そういうことで、こういうような規定もさせていただいてですね、進めていきたいなと、こう思っておるんです。

議長（大西慶治君） ほかに、廣田議員。

2番（廣田幸照君） 山本議員から「65歳以上の人口が50%を超えると、思考停止になる」という指摘がございました。私は逆の意味でお聞きしたいと思うんですが、この大台町地域活性化条例の4条に示した条件でないとはですね、以下の施策を受けられないのかというのが、第1でございます。つまり65歳以上の人口が50%以上でなければですね、例えば8条に掲げてある施策、こういう

ものが支援していただけないのかと。そうすると先ほどの山本議員のと表裏一体になりまして、現実はまだ思考停止しておるところへですね、いくらこう働きかけても、なかなか蘇生しないという形になるわけです。ですから、まだ蘇生する可能性のあるところに支援がしていただけるんかどうかという質問であります。

2点目はですね、次に掲げる施策というのが8条に書いてございます。いろいろ例を申し上げますので、1つ1つお答えいただければありがたいと思うんですけども、隣の集落で軽自動車へご近所の方を乗せて走ってござる方がいるわけですね。ときどき止まって話をするわけですが、「大変ですね」という話をします。ガソリン代はどうしておるとかですね、いろんなことはもう聞かんとおるわけですけども、それはその集落は領内地区ですので、50%以上になるのかなと思うんですけどもね。私の集落でも通院、あるいは買い物にですね、1人の女の方が何人かを乗せて走っていきます。ときどき「あんたガソリン代も大変やな」と言うわけです。この条例が具体化してくる以前から、「何かNPOでも立ち上げて、支援する体制を作らなあかな」という話はしておるわけですけども、なかなかそこまで至っていないということでありまして。

それから、いろいろな人材の派遣ですけども、私どもの集落で産業室の仲介、紹介を通じてですね、伊勢福さん、赤福のほうから依頼されて、餅粟をつくるということで、それは婦人会という昔の組織ですけども、それが残っておりまして、それが取り組んでおります。これについては県の指導員が来ていただいたり、産業課の職員も帯同していろいろ指導していただいて、どうやらこうやら今年は終りそうなんですけども、継続していけるかどうかというのが、まだ非常にわかりにくいところなんです。こういうところに応援をしていただけるような形になると、継続できるのかなという気がいたします。

それから、「新たな定住を促進する施策」とありますが、この東日本大震災で東京のNPOが、その避難者の受け入れ先をインターネットで呼びかけました。私のほうも自分の住居、母屋がまるっきり空いております。いろんな生活道具等

もきちっとありますから、「こういう状況です」ということで連絡をいたしましたら、「調整して返答する」というので、まだその返答は来ません。実はこれは無理だろうと思うておるんですね。というのは、住居があって、そしてそこで生活できる体制はあるけども、そこで働く体制ができてない。こういうことも含めて考えているのかどうか。我々の考え方ですと、山林労務ファイターズなり、あるいは宮川森林組合なりで働けば月、この間の資料で見ますと22、3万円という形になって、どうやらこうやら生活できるのかなと、しかし、山林労務なんてのはいきなりやって来てですね、いきなりできるもんじゃないですね。そういうふうなことも含めて、この施策の、直江議員も「素案を示してくれ」というふうに迫りましたけどもき、やはり具体化しないとですね、条例はつくったけども絵に描いた餅で、「ありますよ」というだけのものになってしまう。こういうことになるわけです。2点お尋ねしますので、お答えいただきたいと思います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東久生君） 4点ほどあったと思うんですけども、まず最初の65歳以上が50%でないと支援は受けられないかということでございますが、1つのルールとして、集落対策としての支援は50%以上でなければ受けられないということでございます。ただ、地域が元気になるような諸施策につきましては、地域づくりということで、大台町全町にわたってさせていただくということでございまして、集落対策が必要な、そういった人材がないとか、いろいろな不利益が生じているところについては、こういった施策をやる、特別にやるということでございます。

それから、先ほど申しておられました隣の地区の話やら、送迎をされているというような話がございましたが、そういった場合に組織的にやられるとか、公的な関係での取り組み、そういったものは対象になるんかと思うんですけども、1人の方が2、3の周りの人だけというのは、ちょっと公的な部分ではないのかなとはいうふうに今の段階では思っております。

それから、人材派遣のところでございますが、先ほど熊内地区のことを例にとっておっしゃられました。当然、集落対策の地域ではないと思われまので、そこら辺は担当課とですね、十分に詰めて、ご相談いただきたいなというふうに思っております。

それから、あと働く場所の問題でございますが、当然、定住していただくについては、働き場所というのが大きな問題になってきます。そういった意味では8条の(2)で、「新たな起業や雇用を促進する施策」ということで、地域資源を使ったいろいろな起業に対して支援はさせていただきたいなというふうに、町のほうとしては考えております。以上でございます。

議長(大西慶治君) ほかに、廣田議員。

2番(廣田幸照君) 4条ですね、「50%以上の高齢化人口でないと、集落対策としての支援はできない」と、こういうふうにお答えいただきました。「要請があれば大台町全域でも、この活性化条例を展開できる」というふうにおっしゃいました。それでいいですね。

そこで、その施策でありますけども、「公的」、あるいは「私的」というような言葉を使われましたけども、いきなりですね、公的な部分から始まるはずはないんですよ。それを支援していくのが、こういう条例をつくった目的じゃないんですか。町が支援します、それっというような第7条の2の努力義務を書いてですね、で、住民も参加してくださいと、区長なんか呼びかけて、皆にやらしてもらおうよというふうなことになるんだらうと思うんですけども、逆に先ほど紹介したようなですね、自然発生的にやむを得ず出てくる、こういうものを育成せんことには、地域はあがってこない、底上げができないんですよ。先ほどちょっと例に挙げませんでしたけども、72歳の脳梗塞を患った男性がいるんですね。その家の前の方が本当に献身的にいろいろやっておられる。「あの人やでやれるんやわ」という評価もされるわけですけども、もう本当に汚い話ですけども、「うんこまみれになっておってな」と、「前の用水でザブザブ皆洗ってしまった

んや」というふうなことを言うてござるんですね。そういうふうな、その地域の助け合いは随所にあるわけですね。それをどうやって育てていくかと、これが我々の課題なんですよ。それをですね、「公的」、「私的」というふうに分けて線を引いてしまうと、これはね、私は本当に血の通った条例ではないと思うんですよ。その血の通った条例にするために、どういう方策があるかお伺いします。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） 「公的」「私的」という言葉を使いました。それは廣田議員さんから見れば、少し私と受け止め方が違うのかなというふうに思います。私は私的というのはですね、公的という、自由にですね、誰でもいつでも、そのサービスが受けられるような、門がいつも開いておるといふ、そういう部分で公的、私的という部分で、何かこうその人だけとかいうことで固定するのは、という意味で私的、公的と言いましたんで、個人の方がやっていただいても、その地域で誰でも自由に、いつでもそういったサービスが受けられるような体制でしていただければ、それは公的という言葉がいいかどうか分かりませんが、そういう意味で言っておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） 「誰でも、自由に、いつでもサービスが受けられというのが公的なんだ」ということですね。そうすれば、どういう受け皿をつくる。住民側のほうがですね。この誰でも、自由に、いつでもというサービスを受けられる形をどうすればいいのかと。先ほどちょっと規則やら何やら素案とか何とか検討しておるといふように言いましたけども、その辺を少しお聞かせいただきませんか、先ほど私言いました「NPO立ち上げなあかな」という話をしているんだと言いましたけども、なかなか一般の人がですね、NPOを立ち上げるというのは、本当にそれこそ思考停止の、その部分ではもう思考停止に陥ってしまうわけですよ。だから、その辺ね、具体的にこういうことも考えているんですよということを、お考えお示しいただかないと、先ほど私が指摘しました「条例は作

ったけど、血が通わん」ということになるんじゃないかなと思うんですが。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） そういった団体というか、そういう方がやっていただく場合には、ある程度やっぱり規則を作っていただくとかですね、そのやり方でないと、すべて65歳の方が50%だから、公的なお金を注ぎ込むというような少し乱暴な仕方というのは都合悪いと思うんですよ。あくまでも皆さんからの税金を投入させていただくという部分では、先ほど言いましたように、検討委員会で審査をさせていただいて、その場合にはそういった組織というのか、そういう方々が、どういった状態でそういった事業をされておるのかというのも、1つの審査をさせていただいて、「これやったらええな」ということで、支援させていただくとかというのは出てくると思いますんで、そこら辺のやり方については、また支所、出張所なり、担当課とご相談いただいて、地域とやっぱり主体的にこう考えていただいたらいいのかなというふうに思っております。これがこうせえというようなものは、1つも持っておりませんので、全国的にはいろいろな事例がございますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大西慶治君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） まず、原案に反対の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

直江議員。

6番（直江修市君） 戦後ですね、日本経済高度成長ということで成長をして

きました。その陰で過疎過密という問題が浮上もしてきました。で、宮川地域におきましては農林業の衰退等の理由から人口減少ということで、これは全国的にそういう自治体が増えたということで、国の特別措置法が制定されてですね、対策がなされてまいりました。特にその交通通信体系の整備とか、産業の振興、生活環境の整備というようなことで多額の投資がされてきた。それで地域一定支えられてきたことは間違いのないことなんですけれども、より一層この格差社会の中で地域の衰退が進んできたということですね。当時の農業や林業の状況より一層深刻になってきたことが、地域の経済力を削ぐことになって、人口減少ということになってきているのではないかというふうに思います。

で、最近、企画課からも紹介されましたように、65歳以上の方がですね、人口のその地域の50%を超えるというようなことで、限界集落というような概念も出されてきた。これは過疎化のいわゆる一層進行ということを表現されたわけなんで、本当に深刻な状況、地域崩壊の状況に今日なりつつある。もうすでにそういうところに至っておるといような見方だというふうに思うんですね。そういう状況下で、村としましてはさまざまに町としての、すでに作成された計画があるわけなんですけども、より濃くですね、ここで4条で規定されておりますような地域に対しては、住民とともに地域づくりにより一層取り組んでいくということで、制定をしようということで議案が提案されておりますので、これはこの時局、どこの自治体でも皆ね、そんな状況の中で調査、自治体問題研究所なんかも調査に入ってますね、打開の方策を探ろうというようなことで、各地で取り組まれております。もうそういうような各地の例も参考にしながら、この地域においても、その地域が地域として存続していけるように、行政も住民もというようなことでの基本方針をね、基本条例を定めるということは、大変大事なことだというふうに思いますので、私、この条例案に賛成をいたします。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

まず、反対の意見を伺います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 次に、賛成の討論。

山本議員。

3番(山本勝征君) 私も賛成の立場で討論したいと思います。先ほどの質疑の中でも地域が思考停止を起こしつつあるということ言ったんですけども、これからはですね、段々段々65歳以上の人口が増えてくると、そうすると限界集落的な50%以上の状況が起ってくると、そうするとどうしても地域集落に元気ないと、町自体に元気がない。町に元気がなかったら県も元気がないし、国も元気がないと、私は思っておるんですよ。そのためにも地域の一番細胞になる、その地域を元気にしなければならないというようなことで、この条例を制定するということは非常に意義があるんじゃないかと、このように考えております。

で、後期の、今、後期の大台町の総合計画の検討をして、来年度から後期に入るわけなんですけども、この後期計画をするうえにおいてもですね、地域の活性化をしておかないと、なかなかこの総合計画も上手く進まないでしょうし、また、総合計画と相まってこの地域の活性化というのをする必要があると、私そのように思っておりますので、この活性化条例、大変地域住民にとっては大事なものであると、これからの地域住民にとって大事なものであると、こういうふうに考えておりますので、そういう立場から賛成をしないと、このように思います。

議長(大西慶治君) ほかにありませんか。

まず、反対の立場から。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 次に、賛成の発言を許します。

廣田議員。

2番(廣田幸照君) 私もですね、賛成の立場から述べたいと思いますが、ただ条件がございまして、先ほど申しました血の通ったですね、施策をやってもらわないといけないなと思うんです。得てしてですね、こういうものがありますよ

と、国や県の補助金の受け皿として予定して、それが出てきたら、そしたらこの条例に当てはめるといふうに使われがちなんですけども、そうじゃなしにですね、この4条、あるいは8条に書かれたこと、あるいは先ほど答弁されたことを、しっかりと実行していただくような、その精神をきちっとこう示していただくような形で展開ができれば、本当にいい条例になるうかと思うんです。

2050年でしたかね、日本の人口は7000万人ぐらいになるんだというふうな推計もありますけども、とにかく人口が減るといふのは、これ今のところやむを得ないところなんです。ですから、それを支えるのは、そのまんまこう生き長らえていく地域の老人、今若い人でもやがて65歳以上になっていくということもあるわけですから、そういう方たちが自分たちお互いにこう助け合わなければいけないと、そのときに先ほど私が言葉使いましたけど、NPOなんてというふうな言葉を使ってもですね、それこそ思考停止になってしまうと、だからそうじゃなしに、こういうこともできますよということですね、噛み砕いて説明していただいて、具体的な形に持っていただくというふうなことを期待してですね、この大台町の活性化条例については賛成をいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議長（大西慶治君） 日程第9 議案第64号「大台町地域活性化基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中西議員。

12番（中西康雄君） 基金条例の第2条にですね、「基金は一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる」と、このように記されておりますけど、積み立てる規模ですね、金額はどのような額の目処に積み立てられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 企画課長。

企画課長（東 久生君） この2条の関係の積み立てでございますが、この条例の中には記述はしておりませんが、基本的に若者住宅の売り払いをやっていくということで考えておまして、今もうすでに入札の前の説明をさせていただいておるわけなんですけど、その売上をとりあえず、これの財源に充てたいということで、13棟で500万円から700万円程度ということでございますので、すべてが処理できればという話でございますが、年のかかる話でございますが、そういったものを財源に、当然、この国とか県の補助金もありますので、一般財源の部分もこれで賄うということでもありますので、とりあえず様子を見ながら、そこら辺の財源でいけるんじゃないかなというようなことで思っております。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議長(大西慶治君) しばらく休憩をいたします。

再開は10時15分とします。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時15分 再開)

議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第10 議案第65号「大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

議案第66号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第11 議案第66号「大台町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議案第67号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第12 議案第67号「大台町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議案第 68 号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第 13 議案第 68 号「平成 23 年度大台町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

1 番（堀江洋子君） まず 17 ページです。「成年後見人謝礼」ということと、それから申立手数料ということで予算計上をされております。成年後見制度ということで一般質問もさせていただきまして、今回、予算化をされるということでもありますけれども、一般質問のときにお伺いをした件でお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、二親等以内、四親等以内ということで、それぞれ自治体でもバラツキがありました。今回、要綱なり規則なり定められると思うんですけれども、厚労省からの通知にもありましたように、四親等までいくと大変煩雑な手間がかかるということで、二親等以内でもいいということに通知も来ていましたけれども、町はどのようにされるのかという点について、お伺いをいたします。

また、この成年後見制度が実施されていくと思っておりますけれども、その民生委員さんに対しての、「こういった制度があります」というお知らせというか、制度のご案内をされないといけないと思うんですけれども、力を貸していただくのは民生委員さんということにもなってくると思うんです。民生委員さんへのこういった制度への周知はどういうふうに考えていらっしゃるのか、まずお伺いをいたします。

それと、老人福祉費の中で、緊急通報装置登録変更手数料、また機器の購入費ということで予算計上されているわけですが、私も近所の方の連絡先に、我が家の自宅もなっているんですが、具合が悪くなったりして病院とかへ行かれ

るときがあるんです。で、ヘルパーさんが訪問をされてて、手厚くその介護はしていただいている状況なんですけれども、普通その緊急通報装置を設置していただいているんで、私の家に連絡をしてくれるといいんですけれども、そういうふうになってない、忘れてしまうのか、どういう状況なのか、後でヘルパーさんから聞かれるんですけど、「電話入ってませんでしたか」ということを言われるんですけど、「なかったです」と言うんですね。せっかく緊急のときのための装置を設置していただいているんですが、そういう作業ができない状況にある方もいらっしゃると思うんです。再度ですね、町のほうからそういう緊急装置を付けてらっしゃる方への、「具合が悪くなったら連絡してくださいね」というようなことも、もう一度言っていただいたほうがいいのではないかなと思うんですが、その点についてお伺いをいたしたいと思います。また、その反対に間違っって押しってしまったというお宅もあって、民生委員さんも何回か駆けつけてしまうというようなことで、安全だったという確認はできて、それはそれで一安心ということにもなるんですけれども、再度町の考えをお伺いしたいと思います。

それと19ページです。歯周疾患健診従事者謝礼、それから健康教室講師謝礼ということで、健康教育委託料が減額となっているんですが、このことについての説明をしていただきたいと思います。

次に25ページです。25ページの教育費ということで、学校給食費ということで、学校給食用食品検査手数料ということで予算計上しているわけですが、何の検査をなされるのか、お伺いをいたしたいと思います。

続いて、中学校費の英語指導助手住宅エアコンの取り替え工事ということで予算計上されているわけですが、今年の夏も大変暑かったんですが、この暑い期間中はどのようにされていたのかについても、お伺いをいたしたいと思います。

また、海洋センターの管理費で修繕費ということで予算計上がされているわけですが、この予算の内訳についてもお伺いをいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

町民福祉課長（磯田諄二君） 3点ほど私のほうはいただきました。まず1点目の成年後見制度の何親等までかということでございますけども、規則のほうでも定めてはおりますけども、議員がおっしゃられるように二親等ということ的前提にして、基本をやっておりましてですね、二親等以内というのを基本に、あと三親等か、または四親等、このあたりも確実にいないというのを調査をして行いますけども、基本は二親等までということにしております。

それから、次はその民生委員への制度の周知というんか、案内ということですけども、これは6月の一般質問の答弁でもお答えさせて、この制度を早急に導入していくということでしたので、今年9月8日ですけども、民生委員会に高齢者の1つの支援ということで、この制度を行いますというか、行います予定ということをお話をさせていただきまして、その中でこういう「成年後見制度を詳しく知っていただくために」というパンフレットを配りながらですね、この制度の、簡単ですけども制度の案内を説明をさせていただきました。ということで、これからは、今日これ予算が成立しましたらですね、また民生委員の方々に対しましても協力をお願いするという形になるかと思えます。

それから、緊急通報装置の件ですが、なかなかその緊急であってもボタンを押さないというような方がみえるというようなことですけども、もうこれは、今はそのペンダント式になってですね、いつでも手で持って歩けるようなことになっておりますので、押そうと思えば外へ、あんまり遠くは駄目ですけども、外でも大丈夫なようになっております。しかし、そういう方は遠慮されるのか覚えがないのか、その辺のところはちょっとよくわからないところがありますので、これはもう社会福祉協議会とか包括支援センターとか、当然、私の課もそうですけども連携を密にしましてですね、その情報等を収集しながら、家庭訪問のほうを密にしていくしかないかな、その中で装置の機具の点検を兼ねて、その方にしっかりと説明をしていくしかないかな、「遠慮せずに行ってくださいよ」というのを言

うしかないかなというふうに考えております。ですので、先ほどその逆にすぐにも押ししてしまうという方もみえますので、そういったところも含めてですね、何でもかんでも押しんじゃなくて、自分の身の安全を守るためにはこれが必要ですよということを理解してもらって、説明にあたらうかなというふうに考えております。

議長（大西慶治君） 健康ほけん課長。

健康ほけん課長（大滝安浩君） 19ページの健康づくり推進費のところ、報償費、歯周疾患健診従事者謝礼11万2000円と、健康教室講師謝礼3万2000円、また委託料では11万2000円の減額というふうなことになっております。これはどういうことかということでございますが、まず大台町の歯科健診率が非常に低いというふうなところで、松阪地区歯科医師会にお願いし、委託料ということで事業計画をしておりましたけど、先般打ち合わせのところで健診時とか、健康づくり教室等のときに、個人的に歯科医師と歯科衛生士をお願いして、健診を実施するというところで、謝礼のほうでお願いしたいということでございましたので、変更させていただきました。以上です。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（野呂茂生君） 25ページの教育委員会の関係でございますけれども、まず学校給食の食品検査手数料ということでございまして、こちらですね、これまでこの検査に関しまして3年に一度の検査でございましたが、今年から毎年検査ということになりまして、当初予算のほうでちょっと計上漏れをいたしまして申し訳ございませんでした。内容につきましては食品の検査ということで0-157の検査、これと残留農薬の検査ということで、栄養教諭及び栄養補助員が在籍する学校で行うということになっておりまして、本年度は三瀬谷小学校での実施でございます。そちらのほうの検査手数料を上げさせていただきました。

続きまして、ALT英語指導助手のエアコン取り替え工事ということで、7月に新しいALTが参りまして、エアコンを動かそうと思いましたが、完全に

壊れておりまして、もう修理もできないということで、こちらのほかの節内流用ということで、先に流用させていただきまして工事をさせていただきました。

海洋センター費のB & Gの修繕費ということで50万円計上してございます。こちらのほうは栈橋の修繕、FRPの修繕でございまして、栈橋が浮いたり沈んだりするために、真ん中の隙間のところが弱くなっておりまして破れておりますので、そちらのほうの修繕、それでカヌーもやはり同じくFRPでできておりまして、そちらのほうも貸し出したりなんかしたり、夏の海洋センターの事業で使ったりしますのでそちらの修繕。そして海洋センターの浄化槽の修繕のほうで、合計50万円、こちらのほうも海洋センターの需用費のほうから先にちょっと流用させていただいて、工事をさせていただきました。以上です。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

村田議員。

9番（村田信康君） 26ページと27ページですけども、災害復旧についてお伺いいたします。工事請負費6路線、かなりのボリュームありますけども、年度内完成というの可能かどうか、これをお伺いするのと。

それと27ページ、公共土木の関係です。同じく年度内完成が見込まれるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（大西慶治君） 建設課長。

建設課長（高松淳夫君） ただいま林道並びにその土木災害につきまして、年度内の完成が可能かということでございます。現在、その災害査定を、この土木の部分については昨日査定を受けまして、今日指標を入れていただくということで進んでございます。実は林道のこの6件につきましては、まだ災害査定そのものも未定でございます。で、今後災害査定を受けて、設計書また新たに作成をして、発注ということでいきますけども、実はこれ台風6号の災害による工事費ということで、今回補正に上げさせていただいておりますが、そのあとの台風12号によりまして、これまたすごい災害が発生がしております。特に林道ですと、

もう起点から終点まで相当被災を受けておりまして、当然、その工期的にも年度内完成が難しい。特に本年度の場合ですと、どうしてもその発注が1月ぐらいにずれ込むのかなと、で、発注をかけたといたしましても、当然、その明許繰越をするような形で対応しないと、工期そのものも確保できませんし、また割り当てそのものも本来、多分今は現年災8割ぐらい消化してくださいよということで割り当てはあるかと思うんですけども、その林道で突っ込みの線型でありますと、なかなかその1箇所ずつ工事をしていかないと完成できないと、当然、その工期的にも無理が生じますので、やっぱり3年は有にかかると思います。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかに、山本議員。

3番（山本勝征君） 先の26ページの林道の災害復旧の関連してですけども、これは6号台風の関係ということを言われたんですけども、課長。そうすると12号と連動して、ごっちゃになった災害が発生しておると違うんかいなと思うんですけどもね、その辺のとこどうなんかということと、

それから受益者負担については林道はあるような気がするんですけども、その辺のとこどうなんかについて、お聞きしたいと思います。

で、6号台風でそのほかの林道、今度12号台風はおそらくたくさんあちらこちらの林道傷んだと思うんですけども、これ6号台風でこれ以外の被害というんか、災害はなかったんかどうか、その3点ですかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（大西慶治君） 建設課長。

建設課長（高松淳夫君） まず6号台風と、それと12号台風の関係でございます。まずその林道災害につきましては、今回6路線予算計上させていただいております。この中で領内にあります唐櫃線、それから4つ目の大熊谷線、それからその下の犁谷線、この3路線につきましては、6号台風で被災を受け、12号台風によって新たな災害箇所とか、増破したとかいうことは確認をされてお

ませんので、ほぼこの金額で推移すると思います。

で、あとの3路線につきましては、特にその一番下の持山線の災害復旧は、台風6号の時点では林道の構造物が被災をしておるといふうな程度やったものが、持山谷上流からの土石流によりまして、これ路線の延長が1100mほどあるんですけども、そのうちのもう1kmほどは林道そのものが全くないような状況でございます。ですので、先ほど受益者さんの話もあつたんですが、これ当然、突っ込み線型とか、それから嶺越え林道については、当然分担金取らないんですけども、突っ込み線型の点については、基本的には受益者負担をいただくということになってます。これは補助残の1割という形で、分担金徴収条例の中にも入っておりますので、当然その負担金の調整と、それから場合によってはその用地、あるいは立木、そういったことも合わせて協議をしながら、復旧については今後関係者とも協議を進めていきたいと思っております。

議長（大西慶治君） 山本議員。

3番（山本勝征君） その受益者負担の件についてですね、もう個人の山もあると思うんですけども、個人の山持ちは、もう山も材木の価値も低いし、金にならんということで、私らの字でも、私の知っている範囲内でも、道を直したりすると、「オラもう個人負担するんやったら、受益者負担要るのやったら、もう直してもらわんと放っておいてくれ」というのがあるんですよ。それはもう今までもあったし、どうでもええというのがあるんですけども、その辺のところがあつたらですね、それはどういうふうに考えていくんか。あると思うんですよ。これからたくさん災害が出てきたら、その場合にどういうふうに町として考えていくんかですね、ちょっと見解を伺っておきたいと思う。もう仕方ないわ、そんなら町でみていこうかとかというふうにするんかですな、その辺のそこちょっと聞いておきたいと思います。もう当然、話は聞いておるし、ありますので。

議長（大西慶治君） 執行部の皆さんにお願いします。反問権がありませんので、休憩というふうな形をとっていただきたい。今の答弁について建設課長お

願います。

建設課長（高松淳夫君） ただいまのその受益者負担金の考え方でございます。この分担金につきましては分担金徴収条例、それから分担金徴収規則に基づいて、当然分担金いただくと、災害復旧については補助残の1割をいただくようになっております。で、確かにその林道の受益者負担というのは非常に取りにくい状況にありまして、区によって、その区の山があるというふうな場合でしたら、区長さんをお願いして「何とか願います」と、それから大規模の山林所有者がお見えになる場合、そういったケースでももうその人が肩代わりをして、「もう、うちで支払います」と言っただくケースもありまして、そういったことで分担金をお願いすると。

特にそれで災害復旧につきましては、当初予算を編成する段階では、基本の補助率が一般の林道で5割、それから奥地で6割5分ということで補助率があって、さらに補助残の10分の9は町が持つと、ですので、実質普通率であったとしても、負担金がかかなり軽減されておりますし、実際こういった大規模な災害を受けますと、相当高率になっております。ですので、もう負担金というのは金額的にもうごくわずか、16年災害あたりでも、もう99.何パーセントというふうなことで、そのさらに補助残の9割町が持つということですので、実際には分担金としては、もう本当にわずかな金額で収まっておりますので。

それと過去には分担金が徴収できないということで、災害復旧を諦めた事例もございます。町としてもその原則をなかなか崩すというわけにまいりませんので、やっぱり分担金は分担金としていただくように、地元の方にきちっと説明したうえで、災害復旧にあたっております。

議長（大西慶治君） 山本議員。

3番（山本勝征君） 先ほどの3点目の課長の答弁がなかった。私もあれ何しておるんかいなと思うて、思い出しました。この6号台風6本ということで出てきたんやけども、それ以外の林道はなかったんかという質問でした。答弁くださ

い。

議長（大西慶治君） 建設課長。

建設課長（高松淳夫君） すみません。国の補助の適用になるというのが、その工事費1件40万円、50万円とか決まっております、それを超えるようなものはございませんでした。

議長（大西慶治君） 村田議員。

9番（村田信康君） 先ほどの公共土木の関係ですけども、久しぶりに査定に入ったという言葉聞いたんですけども、提案どおり設計書の内容上手くいきましたか。低額されるとか、アップするとか、それをお聞きします。

議長（大西慶治君） 建設課長。

建設課長（高松淳夫君） 3件査定を受けまして、1件は申請どおり、あとの2件は査定率90%で止まっております。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

中西議員。

12番（中西康雄君） 21ページにですね、道の駅奥伊勢おおい経営安定補助金というのが、950万9000円計上されております。私は機会あるごとに、私の考えを述べさせていただいておりますけど、町のかかわる第三セクター及び報徳病院等については、決算時における数字でもって大きく議論すべきでないと、むしろそういった会社、病院には大きな目的がありますことから、その数字に出ない部分を数字に置き換えてとんとんという、それでいいんだという思いを持っております。

こういうことから、この計上されております950万9000円については反対するものではないんです。ただ、決算が出てからですね、約半年間経つわけなんですけど、この半年間にですね、この赤字部分をどのように処置されておるかという思いがあるんです。で、この半年間に処置を延ばしていることで、何か問題になるようなことは起こらないのか、こういうような思いです。ですから、

こういった支援はもっと早い時期に支援策を講じるべきだと思うんですが、そういった方法はあるのかないんか。むしろ6月定例議会で処置すべきだと思うんですけど、こういった点についてお伺いいたします。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 第三セクターの決算時期等に伴って、今回の9月にこういったその経営安定補助金という、会社によつての不安定な部分について補助するという予算措置をさせていただいておるわけでございますが、大方の第三セクターについては6月に決算の総会等実施しております。その結果を踏まえて、直近の議会で報告するというようなことになっておりますので、今回の9月に上げさせていただくというような形になっております。その間の期間の中で、赤字についての議論等はそれなりに会社と決算の中でも報告をさせていただいて、今後の対策という中にも盛り込みながら、今後の対策については各会社、また関係のしております役場等も議論しながら進めておるような状況でございます。短時間でそれを解決できる問題もあり、長期にわたって考えていかなければならない問題等もございますので、なかなか速やかにそういったことが解決できるというのは、非常に難しいと考えております。以上でございます。

（「答弁漏れ」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） その赤字の部分については、当然、その全体の予算の中でやり繰りを会社としてやっておるというような、当然その継続して運営をされておるような状況でございますので、赤字の部分は繰り越しながら営業しておるというような状況でございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

廣田議員。

2番（廣田幸照君） 同じく21ページの道の駅奥伊勢おおだいの経営安定補助金950万9000円の予算について、いくつか確認をしながら質問をいたし

たいと思います。

まず、経営状況についてですけども、中西議員のほうは「速やかに補てんすべき」というふうなご意見でございますけども、「平成22年度の経営安定補助金は目的は何だろう」ということで、これは1700万円ぐらいだったと思うんですが、「累積損を一掃して新たな出発とする」というふうなお答えを、これは要約したお答えであります。ただですね、第6期にも累積損は存在していたわけですね。このときには何もその問題にはならなかった。経営安定補助金も出さなかった。こういうことがありますんで、その間の理由はどういうことなのか。

今回ですね、第7期で赤字が出てきて、それと第8期と合わせて950万9000円という形になるわけですけども、赤字の要因を尋ねましたところ、公文書としては不存在だけどもということで、昨日の一般質問で町長のほうから食堂部門、惣菜部門が37、8%の赤字なんだと。で、これは経営分析の結果なのかどうか。いろいろな経費をですね、特に工賃とか、それから水道光熱費だとか、いろいろなものを按分されたというふうに説明されたと思うんですけども、それは確定したというか、はっきりしたその経営分析ではないように思うんですね。

それにもかかわらず、そういうような回答をいただいたのは、これは努力を多としたいわけですけども、結局、公文書としては不存在というのはわかるわけですけども、やはり情報としてはですね、いろんな点で出さないといけないと思うんですよ。出されなかった理由をお聞きいたしたい。

それから、第6期において、第7期で「今後の課題」として「経営分析をする」と表明されておるわけですけども、それについて、この6月議会で質問いたしましたところ、担当課長は「POSシステム導入したのが7月であって、経営分析の指標が十分整わなかった」という返答をいただいたわけですよ。でまた12日でしたか、「POSシステムというのは経営分析を解析するソフトが載せてない」という返答をもらいました。つまり6月とこの9月で返答がまるっきり変わ

っているわけですね。POSシステム導入決定は22年の3月の議会で450万円で認められたわけです。で、そのときにもうすでにですね、第6期の経営報告はなされておいて、これ2月の末ごろに取締役会の総会があって決定しておるわけですけども、そこにその経営報告書が出て、そこに「経営分析をする」という明記をされておるわけです。だから、ポスの導入ということが、これとは連動してないはずなんですね。答弁が首尾一貫してないということと、それから経営分析をしないと聞きながらされてない。その部分についてですね、この第7期の経営分析を出してきたときに、どういうふうな取締役会、あるいは担当課が見解を持ち、また指導なされたのかと、こういうことが3点目であります。

で、赤字の要因を解明せずにですね、その対策もないうえで経営安定補助金を予算化するのは、これは底無し沼に金を放り込むみたいなもんですね。やっぱりきちっとその経営状況を改善する方策を見極めなければいかんと思うんです。確かに社会的な存在価値はあり、それは私も認めるところでありますけども、それでもって際限なしに補てんをしていくということは、これは到底その町民の理解を得られるものではないと思うんですね。

でまた昨日でしたかな、一昨日でしたか、12日だったかな。「経営状況報告書の作成、こんな文書を道の駅でつくれるのか」と言うたら、担当課は「道の駅が行って担当課は関与してない」と、こういうふうな返答をいただいたんですけども、89.5%の出資金があるわけですよ。町民のお金、これも町長が返答がされましたけども、「町民のお金を出しておるんだから、一株株主は必要ないんだ」という返答でしたけども、そういう89.5%も出資金を出しながらですね、町が、担当課が関与できない、関与しない、そういうのはどういう見解にあるのかと、単なる第三セクターで町の行政とは関係のないところの、いわば一般の民間会社と同等の扱いだという返事だと思うんですけども、それは理念としてはわかるんですよ。そやけども、その理念でそのままほっかむりしておったんではいけないと思うんです。なぜ、この出資金、たくさんのお金をしながらです

ね、担当課が関与していかないところはどこにあるのか。

それから、次にですね、労働経営状況について聞くわけです。これはいわばこの道の駅おおだいがですね、担当課なり、社長である町長がコントロールできる状態にあるかということを確認したいんです。「6時に終業します」という連絡が、この9月に来ました。今までは7時だったんですね。1時間短縮して6時にしました。これは営業時間の短縮ですので、労働協約を変える必要もあるわけで、それについて社長への相談はあったのか、なかったのか。あって、よろしいということで決裁されたのか。

それから、これはまだ決定してませんが、休業日を週1日、または隔週に設けるということについてですね、委託業者にアンケートを取ったみたいですね。あわせて30数件の返事があって賛成、反対拮抗してます。反対というのが14、5票あったように報告を受けてます。で、これについてもですね、社長への相談があったのか、なかったのか。担当課への相談があったのか、なかったのか。

次にですね、雇用状態ですけども、今まで正社員は駅長1名のみという説明がずっと続けられてきたわけです。これは大変だなと、皆パート、アルバイトでやっていくのか、各部門の責任者ぐらいは正社員にというふうな思いを皆さん持っていたと思うんですけども、この6月議会の担当課の説明で、駅長は役員で社員ではないと、したがって、予算決算のほうにも役員報酬という形で出ているんだと、これは議会の報告に一度もなされなかったことです。いつ決定されたのか、こういう疑念があります。これもお聞きしたい。

それから、この前駅長が辞める年、多分時間的に見ると、町長から「70歳定年でもって勇退していただきたい」という勧告を受けたあたりの時点に、相当するんじゃないかと思うんですけども、8月か9月ごろに今までパート、アルバイトであった従業員を正社員として18名雇用いたしました。これについて雇用の安定と税収が期待できるという町長の回答もあったわけですけども、これを正社員に雇い替えする相談はあったのか、なかったのか。どうも社長がよろしいとい

う決裁をした形跡はないように思うんですね。

それから、次にですね、昨日も返答いただきましたが、22年度の経営状況報告書によりますと、「正社員は2名退職しましたので不補充として16名です」という話がありました。2名退職して、不補充でそのまま回っていきけるのやったら、最初から雇わんでもいいわけですね。つまり暗に前年やった18名の雇用は、正社員化はこれは過剰人員を抱えたというふうなことになるんじゃないかなと思うんです。

それからですね、もう1つ納得できないのが、パートやアルバイトで、駅長1人が正社員であるという形で、管理会社から始まって11年間営業していながらですね、正社員に切り替えた途端にですね、終業時間や営業日を短縮する動きが出てきたと、例えば、そのマックスバリューにしましても、ここは10時まででしたか、12時まででしたか営業しています。年中無休であります。ほかのところでは24時間営業もしてます。こういうときにですね、顧客サービスを十分考えていかないかんとときに、何でこんな逆行する動きが出てくるんだらうと、今までその労働経営を、従業員のその勤務時間をやり繰りしながら、ローテーションでもって多分やっていたと思うんです。でも、何でこういう事態になってくるんだらうと。勘繰って言えばですね、正社員になって身分が安定して、そこで「休みもほしいわ」と、「労働時間も短縮したいわ」ということかなという気もするんです。

で、赤字をですね、ずっと出てきておるわけですけども、黒字に転換する営業努力が結局認められないわけですね。営業努力は営業時間の長い短いだけで計れるものではないかもわかりませんが、少なくとも私どもが、町民が目に見える形というのはそういうところですよ。

次にですね、新駅長の雇用関係等々についてお聞きしたいんですが、これは前にも以前確かめましたけども、新駅長を任命するいきさつはですね、前駅長は公募して3名の方の応募があって、その中から前駅長が選ばれたということを知

てます。そして「今回公募したのか」と言ったら、「公募はしなかった」と、「能力を見込んで宮川物産責任者から道の駅駅長に就任を要請したんだ」と、なぜ公募方式を取らなかったのか、そのときに最初のこうボタンの掛け違いが出てきておると思うんですね。公募したらAさん、Bさん、Cさん、それぞれ道の駅に対する取り組みを話される。それを確認ができるわけですね。そしてその中から最適の人物を選ぶという方法があるわけですが、そのボタンの掛け違いをしておるから、ちょっとこうギクシャクをしてきておると。

で、駅長の報酬はですね、年間報酬額が年544万円というふうに経営状況報告書に出てます。月給に換算するといくらぐらいになるますかね。昔は15.5掛けの月給額になりますと、それが年間報酬になってきたわけですが、今、その期末勤勉手当なんか等々の率が下がってますので、よくわかりませんので、月給に換算するといくらぐらいになるのかなと。で、年俸制というのをとっておるわけですから、実績が上がらないと翌年は下がるというのが、年俸制のとり方なんですね。それ下がるんだろうかと、下がらんのだろうかということなんです。

それから、宮川物産への勤務の実態があるということでもあります。「月曜日が駅長の定休日ではありますが、毎週水曜日に出向いておる」という中西議員から指摘もあります。で、町長の回答は、「慣れんことだから向こうの責任者になった方がですね、欲せられた方が慣れんことだから、しばらくの間指導に行ってくれと、向こうから要請があったら応援に行ってきたってくれ」と、こういうことがありましたが、これは町長、すなわち社長の命令であったかどうかですね。1年9カ月経った今でも定期的に行かざるを得ないのかと、担当課の説明によると、「キャラブキの味付けに行かんなんのや」とか、それから「機械が古いのでメンテナンスに行かんなん、トラブルがあったときにそれを直しに行かんなんのや」というのを聞いておるわけです。けども、時給800円いただいてですね、向こうへ勤務しておる実態があるというのは、もうこれは歴然とした事実なんですね。もしタイムカードをね、両方とのタイムカード突き合わせたら、水曜日に

道の駅に勤務しておるのに、向こうにも勤務しておるといふ実態が出てきておるかもわからん。これは明らかにしておかんと、やはり町民の皆さんの疑惑といふのは、疑念といふのは拭えんわけです。

公務員であればですね、アルバイト、家業との兼務は禁止されてますので、職務専念義務違反ということになるわけですけども、この道の駅の駅長の労働協約といふのはどうなっているのかなといふのが疑問ですね。町長が命令出したんやったら、それは社長の命令ですから、両方の社長やっているわけですから、社長命令ですから、これ従業員は従わないかんと思うんですけども、どうなっているのだろうか。で、「双方の勤務状態や、あるいは経営分析の資料を提出いただきたい」といふ要求したんですけども、部門別収支は昨日の一般質問のところで答弁いただきましたが、タイムカードの照合については拒否されたように思います。「都合が悪いところ隠すんかな」と、こんなことしか考えられないんですよ。本当に両方と突き合わせて、明々白々で彼はきちっとこう仕事をしていると、なるほどなと、こういうふうな思えれば、それは町民の方にも説明できますけども、今の状態で私どもは町民の方に説明ができないということです。いろいろの疑問点があり、課長のほうに答弁漏れをいただくと、また嫌ですので、ペーパーを渡しておきましたので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（大西慶治君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（大西慶治君） しばらく休憩をいたします。

再開は11時30分とします。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き、第68号の質疑を続けます。

議長(大西慶治君) 産業課長。

産業課長(野呂泰道君) 大変失礼いたしました。廣田議員より、いくつかの質問をいただきました。まず1点目でございます。6期につきましてこれまで赤字であった。1期から6期までにつきましての累計赤字といたしまして、1737万8000円といったものがございました。それでそのほかに百五銀行に借り入れておりました1600万円等がございまして、また駅長が変わったということ、この際、新たにということで精査するための赤字精算額というようなことで、対応させていただいたということでございます。累積赤字1期から6期、5期については黒字でございましたけども、そういったところの、まず精算をしていくということでの対応をさせていただいたわけでございます。

次に、分析でございます。赤字等の関係については、あくまでも会社等が行うことで、町といたしましては廣田議員が言われるように89.5%出資をしているということでございます。あくまでも会社が運営する中での議会報告ということとをさせていただいております。指定管理という点では施設の問題がありましたら、町との関わりがありますが、主に運営といたしましては会社が実施していくということ、まずもって言わせていただきたいと思います。

その中で、その赤字の分析について指導したのかとか、いくつかの点で分析のことを言われておりますが、この道の駅としてもやはり赤字を解消したいというのは、当然、以前の駅長もそうですし、新たな駅長もそうです。そういった中でいろんな検討をしております。1つには駅長就任後の食料の材料の仕入れの関係を見直したり、また陳列棚を替えたり、いろんな賞与のカットをしたりとか、生産者の顔写真を付けたりとかいった、そういったその4部門におけるところの

いろんな検討をしております。

で、その中でも今回の一般質問でお話させていただいた食堂と加工部門については、赤字の部分が多く見当たるということで、このことについても会社といたしましては、改善していくということも考えておるような状況でございます。町といたしましては、そういったことを産業課所管といたしまして聞いてはおりませんが、正式な書類はいただいておらないということで、一般質問でもご返答をさせていただいたようなことでございます。

次に、POSシステムでの分析結果、できなかった理由ということでございますが、これは私自身もお断りをさせていただいたように、当初はPOSシステムによって、ソフトの関係でございますが、それをを用いることによって解析ができるということ、これは道の駅のほうからも私が聞かさせていただいたこともありまして、そういったことが事実、値段的な問題もございまして、実際400万円程度のものでございますと、廣田議員が言うように、その品物だけの量とか、それと分類とかといった、そういったものを分析するものであって、全体的な経営の中にはやはり売れ筋の品物はどうなんかというようなことで、経営には関与するわけでございますが、4部門での分析、経営分析にはこのソフトには対応できなかったということで、私お断りをさせていただいたようなことでございます。

次に、町の89.5%の出資について、関与しているのかということなんですが、そういった指定管理制度ということでは、建物とかにおいての相談を受けたり等はしております。で、私も株式の総会にも出ささせていただいておりますので、そういったことの情報はある程度入っておりますが、主としてはやっぱり会社のことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

営業時間の変更については、平成22年9月28日に町の条例に基づいて変更をさせていただいております。従来7時まで営業していたところを、冬場の10月から3月、6カ月間については6時にということで、会社のほうから話がありまして、書類等いただいて、町としましてはその先行承認をさせていただいてお

ります。

次に、隔週休みについての社長への相談があったのか、これは担当課へもあったのかということでございます。7期の役員会の際に、駅長として「こういったことの提案も」という話は出ておりました。「そういったことをすることによって、経営がどうなのか」ということの役員の方々からご意見もあったりして、決定することではなしに、「そういったことも改善の中で考えていく」というようなことで、話があったと私は認識しております。

次に、正社員、6月の駅長は役員、社員ということで、私6月の議会の際に廣田議員からお話いただきました。これにつきましては、あくまでも報酬ということで、今回7期から見直しさせる、6期までは当然その駅長も正社員ということが入ってありましたんですけども、会計上から言いますと、役員報酬というところでは、社員ではないということの中で、7期から社長は社員ではないという形をとらせていただいたような次第でございます。

次に、従業員を正社員にする。社長に対して了解があったのかということでございます。これについても会社のことでございますので、この質問に対して私が了解が、話があったのかどうかということで、前古畑駅長の際に従業員を正社員にするということの結果になったことでございますので、このことについては私は聞いてはおりません。

次に、22年度の経営報告の中で、複数で、すみません。正社員、今回その正社員がこれまで多くパートしていたものが、正社員に切り替えたと、赤字が今後ますます増えるんやねえかということでございます。ただ、社員の労働条件を良くするというについては、当然、この道の駅自体が、この大台町の野菜販売、特に商品販売、観光の情報発信ということでは、この道の駅は大変重要なものでございまして、そこに働く職員の方々の士気を上げるということで、これまでのパートの方々が正社員というようなことになったわけでございます。ただ、そういったその正社員にしたから赤字ということが発生したのかということ、私自身、

やっぱり来ていただく方がこれまで多く、高速が無いときには42号線を利用してということで、バスも停まってということで、そういったことが経営に寄与しておったわけですが、申し訳ございませんが、高速延伸という18年の大宮大台インターとの供用開始に伴って、道の駅を通らないというようなことが多く営業に影響してきたということでございますので、パートが正社員になったということから赤字になったという主な要因でもございません。全体的にそういった利用客が少なくなったということが主ではないかと思っております。

これまでのその駅長については、複数で公募してということで、今回、新駅長についてはということで、今度新たな小野駅長が座ったわけですが、これまで宮川物産等でやっていただいて、それなりに大変規模の小さい中でも切り盛りをしながら運営をやってきたということと、また、その商品等販売という部分については精通した部分もあるということで、宮川物産から道の駅へ駅長として招いたというような状況だと、私自身は判断をしております。

給料につきましては、月額40万円という給料で、すみません、報酬として月額40万円の12カ月の報酬という形でっております。

道の駅の小野駅長が宮川物産への応援ということについて、時間800円ということでございます。これにつきましても何回も言っているように、宮川物産での責任者ということで一時採用させていただいたわけですが、辞めたということもあって、それで再度、その間の再度の採用の期間にも間があったということと、それと現在、採用した者がやはりこう不慣れな部分があって、機械も古いということもあって、道の駅の駅長を頼る部分が多いわけでございます。今後、このことにつきましては、できるだけ宮川物産の責任者で実施していくように、やっていくということでございます。ただ、時間給800円につきましては、これは宮川物産で業務する時間給については決めたものでございます。

それと、タイムカード等の町が資料が出せなかったということについてでございますが、これは町の無い資料でございますので、タイムカード、もしくはその

情報については公開することができなかったということでございます。それについて産業課といたしまして、努力云々という問題もありますけども、やはりこの条例に基づきますと、やっぱり公表できるものと、できないものとの棲み分けをしますと、出させていただいた内容のように、「開示ができない」という結果になったようなことでございます。

いくつか私漏れておると思いますが、私の気づいたところの答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） 到底満足のいく回答ではないんですね。で、未回答の部分だけちょっと挙げます。「第7期の経営分析をすると表明しながら、しなかった理由は」ということで、これはPOSの導入とは無関係なんですよ。POSの導入が決まる前に、道の駅が経営状況報告書の中で経営分析、「部門別の経営分析をいたします」と、こう書いてあったんですよ。だからPOSとは無関係なんです。

それからですね、「赤字の原因を解明する、その対策もない時点で経営安定補助金を予算化した理由は何か」と、これについても未回答であります。

それから終業時間につきまして、冬場は8時から6時でやる。これは承知しております。けども、今決めてきた、今、道の駅から言うてきたのは通年であります。「夏場」というふうな通知を受け取っております。で、休業日を設けるということについては、提案をする意向は示されたというふうに言われてますね。それでもって検討をしていたということになると思うんですけども、それが結局営業努力、経営努力とどう結び付くのかは不明でありますね。

それから、駅長が役員で社員ではないというのは、7期から社員でなく役員に変わったんだということでもあります。これはこの議会の報告は全然ないですね。ですから、この間6月に言われたときも、「それは違うよ」と、「駅長は社員というのを今までずっと聞いておる」ということになったわけです。今まで全然報

告ありません。

それから、この正社員を決めることにつきましては、これは非常に曖昧な答え方でしたね。「古畑さんの駅長の時代に18名の」ということ、で、社長が「よろしい」とした決裁がないというふうに私は思っているんです。で、先ほどの課長の説明でも、いわば既成事実を突きつけられて、「あっそうですか」と言うた、飲み込んだだけのような印象を受けましたね。

それから、正社員にしたから赤字になったのではないと、雇用形態を替えて正社員にした、これが赤字になったのではないと、高速道路の無料化があって、あるいは延伸があってということを書いてますが、実はそのときの正社員にして、翌年の経営状況報告書で人件費関係、シビアにギュッとこう切り詰めて考えて78万円の増なんです。一般管理費の中で。そして一般管理費は、その前年度とほぼ同じ金額です。どこで圧縮しているかというと、減価償却損というあたりで、ギュッとこう圧縮している。

それから、もう1つ未回答なんです。「赤字を黒字に転換する営業努力を認めたのか」と、書面で認めたのかということをお聞きしたんですけども、これも未回答ですね。「なぜ公募方式を取らなかった。」これも未回答です。意中の人があつてね、それで公募して何人が応募してきたときに、いろいろプレゼンテーションやってもらって、それで選ぶ。それでそれが駅長になったら、それはもういいわけですよ。相思相愛になるわけです。けどもたった1人、宮川物産の職人技を持つ人を一本釣りしてきてですね、それで「道の駅も見てくれさ」と、それから「物産も見てくれさ」と、これはですね、とてもじゃないけども気の毒な話ですね。

もう1つ未回答があります。「年俸制は。」これは年俸制の由来はよくご存じやと思いますけども、実績が上がらないと減額するわけですね。プロ野球の契約でも見てください。こんだけ前年度やったから給料アップしますと、で、そのときに故障して活躍できなかつたらガンと落ちますね。そういう年俸制の意味には

それがあるわけで、単に支給するのに12.いくつか、あるいは14か15か知りませんが、割りますと40万円になるのやと、分割して支払いますよということになるわけです。こういうふうなね、未回答な部分がありますので、私が今から質問することに合わせてですね、お答えいただきたいと思います。

実は、先ほどの雇用の安定と税収が期待できるという正社員の18名雇用する経緯を聞いたときに、「産業課はノータッチやったんや」と、「社長が決裁したのか」ということについても回答がないままでした。つまり、道の駅をコントロールできる仕組みができてないと思うんですね。

それから、もう1つ見つけました。未回答のやつが。「労働協約はどうなっているか」と、「公務員になったら職務専念義務違反があるんだよ」という話をいたしましたけども、前から産業課の回答は取締役である、役員であるのが、他の会社へ行ってですね、そこでまた仕事をしているというのは、これはよくあることです。一般会社でもよくあることです。こういう話でした。それはありますね。一流企業の会社の社長、あるいは役員がですね、ほかの子会社の役員を兼ねているということもありますし、あるいは上部団体の役員を兼ねているということもあります。けども、この道の駅は赤字なんですね。赤字のその会社の経営責任者が、なぜ他のところまで出向いて時間給を得るような余裕があるのかと、道義的責任はどこにあるんやと、こういうことになるわけです。そして今までの課長の答弁でわかったのは、報告も、連絡も、相談もほとんどですね、社長に上がってこない。あるいは直接所管の産業課にもないと、こういう状況ですね。本当に道の駅は町の出資する第三セクターであって、町がコントロールできるんかと、この状況を見ておるとコントロールできないと思うんです。

そういうふうな疑問がいろいろありますので、再質問のところでお願いしたいと思いますし、それから先ほどちょっとご指摘受けたんですけども、「社長は今商工会の会長になってますよ」と、こうなんですね。ただ、この時点、こういうことが起こったところは全部大台町長が社長をしていた時代であろうと思われ

ますので、「現在の社長は大台町の商工会の会長である」ということを申し述べて、質問を終わらせます。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 廣田議員さんから「分析とか、報告とかせえ」ということですが、これ会社で決まったことを、それぞれその議員のところまで今、社員がこのように変わりました。実は駅長さんの立場として以前は社員に入っておった。今度は社員を抜きました。そういったことを個々個々にという、これはあくまでも会社のほうが、こういうこと考えの基でということ、皆さんにご報告させていただいておるということ、それもその決算の中で私どもが聞く内容であって、その都度変わったということは、その結果で聞くだけであってですね、それについてこの6月に決まったことで、9月に報告をさせていただくということですので、あくまでも会社のことを皆さんに報告しておるということ、常にその報告がないやないかというようなこと、ちょっと言われたんですけども、これはあくまでも会社のことを、私どもはこの場で報告をさせていただいておるということだけはわかっていただきたいと思います。

それが、そのなぜなのかということについての理由は、言うたら報酬をいただいているために、以前は社員として上げておったんですが、今回は社員から抜きましたということを確認して、私は述べさせていただいておるわけですので、分析についても正式なものが来ておらないのですが、道の駅の中ではそれなりに検討はしておりますよということ、報告させていただいておるわけですので、すべてがその町がコントロールできやんのかとか、町はどのように関わっておるのかということは、あくまでも会社のことでございますので、それについて、私最初に言わせてもうた指定管理という立場で施設はどうなんかとか、あとは備品はどうなんかとか、そういったところの立場ですらんであって、経営云々については役員の中で進めていただくというのが本筋だと思います。その辺はご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

廣田議員。

2番（廣田幸照君） 私が指摘した未解決というのは、ほとんど回答なされなくて、「ご理解を」というふうな形ですね、これは話にならんと思います。

で、私も第三セクターというのはよう分かってます。社長がおって、現場責任者である駅長がおってですね、で、従業員が18名、16名おって、パート、アルバイト等も含めてあそこを運営しておると、分かってます。ですから、私の言う報告、連絡、相談というのは現場の責任者である駅長から町長へ、それは直接行く場合もありますし、現場の所管の担当課であります産業課に行って、それから町長に行く場合もありましようけども、この連絡をやっぴり密にしておかないとコントロールできないということになるわけです。ずっとこう質問重ねてきまして、大方の議員もいろいろな考え方を持っていらっしゃるかと思うんです。このことについては、もし私のほうでその回答については納得できるなということであれば何ですが、納得できないのであれば、この予算の修正をいたしたいと、修正動議を出したいというふうに考えてます。

もう1つですね、先ほどの未回答の部分お示しいただけませんか。経営分析をすると表明しながらしなかった理由は何ですかと、会社でやっているというけども、それは表に出てこないじゃないですか。「しますよ」と言うて、経営状況報告書にきちっと明文化しながら、その翌年は何にもなかったと、「これは何だ、どういう理由だ」とこう聞いておるわけです。そして赤字の原因を説明もせず、その対策もしない時点で経営安定補助金を予算化した理由はどこにあるのだ。そのまま底無し沼に突っ込んでしまうようなことにならへんのかと、こういうわけです。

それから、赤字を黒字に転換する経営努力を書面で求めたのか、求めなかったのかと、これは口では言うけども、これは形に残りませんでね、やっぱり書面で持ってやらないといけないと思うんです。会社のことですので云々と言われるん

ですけども、非常にそれはやっぱり責任逃れでしかないと思うんですよ。やっぱり誠実に答えていただかんとね、私が情報公開求めたときに公文書が存在しない理由として、「道の駅奥伊勢おおだい及び宮川物産の勤務状況を示すタイムカードは、タイムカードと給与明細につきましては、町で管理してないことから開示することはできません。」それからもう1つ、「道の駅奥伊勢おおだいより、町に対して決算報告書は提出していただきましたが、部門別の収支分析については報告されていないことから開示することはできません。」こういうことですね。

あとの分につきましては、昨日町長が少し大雑把な話をいただきました。食堂部門と惣菜加工部門が赤字なんだなということは分かりました。で、この3つともですね、私は大台町議員としての政務調査に関わるもんだという要求をしたんですね。89.5%の出資をしておる、町民のお金を出しておる、その会社の経営はどうなっているのかというのは知りたい。それは我々の議員としての当然の職務じゃないですか。それを「会社だから」として、こうポンとこう切っして、その努力を何もされないというのは、これはやはり担当課としても、あるいは会社組織の長としても誠実ではないというふうに私は考えるんですね。その辺の回答をもう一度お願いします。未回答の部分も含めてね、お願いしますよ。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） まず赤字について、書面で出したのかということですが、出してはおりません。

それと情報公開に基づくところについては、やはり町にそういった公式な公文書としてないものは出せないという、一般質問でも答弁させていただいたように、その努力ということなんですけども、それは会社のほうで、廣田議員さんは道の駅にも聞かれたと思います。会社としてどうやったんか、役場としてその書類があれば、当然それ等の検討はさせていただくわけなんですけども、その書類すらないということを出せない、その努力はどうなんかということでございますけども、それは会社のほうの方針の中で、廣田議員さんが出向いて話をしたときに

どうやったのかというところだと思います。あくまでも行政としては、その法に基づいての対応ということで、確かに努力はどうなのかという、私のほうに問いかけるわけなんですけども、それを私が持ってきて出すということ自体は、会社のことでございますので、それはちょっとそれを持って私が出してしまうということは、これは問題かと思えます。そやで、こういった書類については、やっぱりその法に基づいて対応せざるを得やんということの、ご認識をいただきたいと思えます。

赤字の要因の分析についてでございますが、このことについても、やはりしておるか、しておらんのかということは、先ほども「駅長のいろんな方針の中で考えておる」ということは言わせてもうたように、決して赤字だからそのままでもいいというようなことは誰もが思っておるわけではないです。「黒字にしたいよ」というようなことを思いつつやっておるわけでございますので、結果的には高速が延伸していったこととか、そういったこと、赤字についても決してその赤字のままということではなしに、いろんな方向から検討しながら、どうしたら黒字になるのかというような、当然、前にも言わせてもうたように、この道の駅おおだいは大台町の中心であって、農産物加工販売、観光情報の発信の基地でもございます。そういったことを思うと、運営はやはりしっかりしていかなければならないということは認識しております。ただ、会社という組織の中でのことでございますので、その壁の中ではやはり対応できる部分と、対応できない部分がありますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（大西慶治君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開は13時、午後1時といたします。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、議案第68号の質疑を行います。

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

前田議員。

11番（前田正勝君） 予算書の21ページの先ほどから議論されている、道の駅奥伊勢おおだいについての安定補助金について伺いたいんですが、駅長の件については宮川物産へ出向というんか、出向ではないんか、向こうで給料もうてやっているという話はこれはこれとして、どうも合法的であるということで問題がないんですが、私はそう思っております。ただ、道の駅のこの赤字補てんということで安定補助金、これを使うという話は私はいかがなもんかと、赤字の要因解明せず、その対策もない時点で提案で補助金を出すということは、私もいかがなものかと思うしております。

そこで、個人攻撃になるんかどうかわかりませんが、私はそうでないと思うんですが、駅長については私も出品をしておりますが、道の駅始まって以来ずっと、ほかの高齢者の方もいろいろ意気込みを持って納めておるんです。ところが前の駅長もそうなんですが、今の駅長に関しては人間的にどうかなと、我々が人たちと生産者部会、野菜生産部会というのをつくって立ち上げて、いろいろ講習もしたりして講師も招いてやっているんですが、これ9月の末にまたもう一回寄るんですが、そこへ駅長に出席の依頼をしたところ、「俺は出えへん」と、そういう話でした。ましてや「あんたら俺を辞めさせる気か」、そんな言葉まで出てきました。私には私で、お前も廣田さんと、「あんた廣田さんとグルか」と、こういう言葉を使うんです。これは私はどうも駅長にふさわしくない人間やなど、もう廣田さんにも、「もうあかん話しても何もわからん、あかん。もう行こうや」と言うて帰ってきたこともあるんですが、そんなような状況。

そしてなおかつ、先ほど担当課の課長も担当課、経営報告書なんかでも、経営については担当課が関与してないと、こういう答弁です。そしたらその納入者、野菜を納入している方はほとんどが高齢者の方です。何か困ったことがあったら

どこに相談に行ったらいいんかいな。これ改めて聞きたい。町長にも前も一般質問でこう話したで、町長も同じこと言われた。これは一体そんなら道の駅は誰がコントロールしていく、それは会社がコントロールするんでしょうが、町が補助金出すのに、そんなあれはちょっと私は納得いきません。誰がコントロールする。「補助金だけ出してくれ」と会社は言ってくる。そんな体制ではこのまま行ったら、おそらくこの話は私らも議員しておるんで、生産者の方に話をせんならん機会があると思う。そうなったとき生産者の生産意欲は落ちると思います。元気がなくなると、その点、改めて、もうこれが最後になるかも知れませんが、町の置かれている立場と、全く関与できんのやったらそれでもよろしいわ。我々も考えんならん、そこら辺ちょっと明確な答弁をお願いしたい。

議長（大西慶治君） 産業課長。

産業課長（野呂泰道君） 前田議員より、道の駅につきましての4点ほど質問いただきました。まず道の駅の赤字補てんについてということですが、道の駅における地代家賃を地場産業振興基金条例に基づいて貯めて、いざ経営が問題があったらということで、今回補助をするということで、道の駅だけじゃなしに宮川観光振興公社、物産等も同じようなところでの条例扱いで実施をさせていただいておるといようなことでございます。当然、経営を安定すること自体が私ども望むことであって、駅自体も当然赤字より黒字のほうがいいということで、それがなかったらいろんな問題に影響するということで、何回もこれまで言わせてもうておるように、交通量が減ったことによって収益が少なくなったということが、現状の中でやはり努力していかなければならない点はいくつかございます。そういった中でも、やはり赤字を補っていかないと、それぞれの雇用している職員にも影響、また出店されている方々にも影響が出てくるといったようなこともございますので、そういったことも含めまして、補てんにつきましてはご理解いただきたいと思えます。

それと、駅長としての人間性ということに問われたわけですが、私どもその場

におらないということで、やはりそういった立場である以上、生産者という立場とか、一般に住民という立場からしても、やはり失言であればそれはもう訂正していかなければならないと思っております。またそれで、担当課についての経営に関与はしていないのではないかということでございますが、決してその第三セクターという位置付けの中で、産業課すべてが関与してないというわけではございません。やはりその運営形態が悪いということの報告、私こうやってして3年目報告させていただいておるのですが、この場におけること自体が、大変その経営が良ければ問題はないわけですが、赤字をどう考えていくんかということについては、道の駅とも共々考えてはおります。ただ、「その分析が出ておらないやねえか」というのは、これはあくまでも会社側のことでございまして、町のほうにそういったものが正式に出ておるものであれば、当然開示させていただくということも可能ですが、今現在はやはり口頭なりいろんな検討の中での話ということで、正式なものが出てないということで、分析は出さなかったというようなことでございます。決して経営についての関与はしてないということではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

それと、町におかれましての立場ということでございますが、やはり言うなれば道の駅の大株主でございます。トータル的にはやっぱりこう考えていく要素はございますけども、やはり会社は会社の中での役員なり、そういった組織されている方がおりますので、その中での議論であって、そしてそのあとを受けて、町としての考え方を追従するというようなことになろうかと思えます。決して町としては放っておくというもんでございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 24ページ、防災費で始神高中継局につきましての予算が計上されております。予算計上の理由は台風12号においてですね、電線埋設

箇所の崩落によって破断したという事態を受けての電線の仮設工事や、管理道路として使用しております林道の崩落を受けてのですね、進入路の概略設計業務委託というようなことで上がっております。この始神高中継局につきましては、ご案内のように林道を通行して至るといような状態でございます、私そこの現場の作業もやってきた経験から、林道の崩落については当初のときにも申しました。現にこういう被災を受けて電線が破断したという状況が、現に出現をしたということでありまして、私この始神高中継局については、町としてはいろんなリスクを負いながらも引き続きここをですね、中継局として維持していくということなんか、この同報無線設置のときにはエネルギーは自然エネルギーみたいな形で、こういう電線埋設されていませんでした。地デジ化で、これは電力が相当要るといようなことから工事、始神へ建てたときはそういう送電線が必要でないという事情もあったと思うんです。地デジ化でその送電線が現地へ持っていかんらんといような事態になった。

ひるがえって考えますと、その送電線を敷設してまでも、あそこに同報無線こしらえたかどうかというところへ戻った場合に、「どうなんかな」といふうなことだといふうに思うんですね。そういう点ではこれの移転ということについては関係機関への総務省もいりますけども、そういうことは絶対考えていないんですか。あくまでもここを中継局として、どんなリスクがあってもやっていくと、被災したら被災したときに対応していく、今回のような予算措置を講じてやっていくといふことなんか、その点について伺いたいと思います。

議長（大西慶治君） 総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 始神高を中継局といたしました背景には、一番そこが電波状況が良いといふようなことから、始神高が選ばれたと思うんです。そして先ほど直江議員のおっしゃられたように地デジ化によって電力がたくさん要るようになったといふのも事実でございます、今のところは中継局を現在のまま維持していくことを考えておりますけども、本当に今日も朝でしたか、町長と話

してましたんですけど、始神高全体が崩落するということもあるかも知れません。そんなことも考えながら、いわゆる防災診断というのですかな、専門家に見ていただいたりですね、そういうことも今後は必要になるのではないかなと思っております。

また、もう1点、平成27年度までに広域消防の無線のデジタル化が入ってまいります。その中で、いわゆる広域的に使う電波と消防が使う、この消防だけが使う電波あるんですけども、その電波の中継局としても今現在は始神高を想定をしております、あそこが一番ええということなんですけども、そういった関係から、今現在のところは、この中継局を維持していこうというふうに考えております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

議長（大西慶治君） しばらく休憩をいたします。

なお、休憩中ですが、議会事務局長から、このあとの議事運営について少し説明がございますので、執行部の方も議員さんも、しばらくそのままでお待ちを願いたいと思います。

なお、再開時間は1時35分といたします。

（午後 1時17分 休憩）

（午後 1時35分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（大西慶治君） 本案に対しては、廣田幸照議員ほか1人から、お手元に配付しました修正の動議が提出されております。

よって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

廣田幸照議員。

2番（廣田幸照君） 提出されました本案は、平成23年度大台町一般会計補正予算（第8号）でございます。これについては台風による災害復旧も含まれておりまして、重要な案件もございますが、一部、中に賛成する立場でない部分がございますので、その修正を求めて、本案の審議をお願いしたいという考えで、修正動議を出しました。

なお、修正動議を出すのも初めてでございますし、本議会でも初めてのようでございます。いろいろ手抜かりがあるかと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、議長名で提出いたしました修正動議を読み上げて提案といたします。

大台町議会議長 大西 慶治 殿

発議者 大台町議会議員 廣田 幸照

発議者 大台町議会議員 前田 正勝

議案第68号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の2及び大台町議会規則第17条の2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第68号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第8号）の一部を次のように修正する。

第1条中、「6億2694万1000円」を、「6億1743万3000円」に、「71億6542万3000円」を、「71億5591万5000円」に改める。

減額修正案でございますが、この減額修正案の内容は、歳出5款・農林水産業費、3項・山村振興費、1目・山村振興推進費、道の駅奥伊勢おおだい経営安定補助金950万9000円を削除する。

上記の歳出削減に伴いまして、歳入部分の補正も必要になってまいります。歳

入 17 款・繰入金、1 項・基金繰入金、10 目・地場産業振興基金繰入金 230 8 万 6000 円を改め、1357 万 8000 円とする。

歳出 2 款・総務費、1 項・総務管理費、5 目・財産管理費、財政調整基金、歳入歳出予算額調整のために支出しておりましたんですが、1 億 8728 万 9000 円を改めて、1 億 8729 万円といたします。

修正提案の理由でございますが、纒々今まで討議をされてまいりましたが、平成 23 年度大台町一般会計補正予算（第 8 号）、第 5 款・農林水産業費の道の駅奥伊勢おおだい経営安定補助金 950 万 9000 円は、平成 22 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日までの第 6 期において生じた営業損失 763 万 7007 円、及び会計年度切り替えによる平成 23 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの営業損失 187 万 1589 円を、地場産業振興基金の取り崩しにより補てんするものであります。

道の駅奥伊勢おおだいの経営は、21 年度経営状況報告書であげられた今後の課題に各部門別収支分析もなされず、赤字発生の要因が把握されていなく、またその対策も講じられておりません。さらに営業時間の終了を午後 7 時から午後 6 時に 1 時間短縮し、これは通年の措置であります。元旦から 3 日間のみ休業し、それ以外は年中無休であった営業日を、週 1 日あるいは隔週 1 日の休業日を設けようとするなど、経営努力が認められないところであります。

また、経営責任者である道の駅駅長は、2 つの第三セクターで働く実態が生じており、多くの町民が不信の念を持っている点であります。

以上の理由から、平成 23 年度大台町一般会計補正予算（第 8 号）を賛成する立場にないため、修正案を提出するものであります。多くの議員の討議をちょうだいし、よろしくご判断のほどをお願いいたします。以上です。

議長（大西慶治君） これから修正案に対する質疑を行います。

なお、仮に修正案が可決の場合の行政上の問題点について、執行部に対する質疑があれば、これもお受けします。

質疑はありませんか。

直江議員。

6番（直江修市君） 発議に対しまして質疑を行います。

「修正案提案の理由」といたしまして、ページ数書いてありませんけども、鏡をめぐって2枚目にですね、「営業時間の終了を午後7時から午後6時に1時間短縮し」とございまして、これにつきましては「営業努力が認められない」と断定をされております。で、この営業時間につきましては、大台町農林水産物直売施設条例の第5条、「休館日」に定められておりまして、「施設の開館時間は午前8時から午後7時までとする」とございまして、2項目に「指定管理者は特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、開館時間を変更することができる」ということになっておりまして、この条例に基づきまして株式会社道の駅おおだいより、時間変更の申請が当局のほうに提出されてですね、町としてはそれを認めたということございまして、その理由につきましては、一般質問のときにも説明があったかと思えますけれども、「秋から冬にかけては日も短くなり、18時から19時まではお客様も少なく、経費削減のため10月1日から3月31日まで18時までの営業としたい」ということで、これを当局は認めたということから、時間の変更がされております。

発議者は、このことに対して前述しましたように、「営業努力が認められない」と断定をされておりますけれども、申請者側はですね、むしろ「会社の経営を考えて、このような営業時間にした」ということなんでありますけれども、この点について解釈が異なっております。発議者は営業時間を1時間短縮したことによって、道の駅への収入等へのですね、否定的な影響が出たように説明されておりますけれども、この点についてお聞きをしたいと思えます。

2点目に、理由の中にですね、「元旦から3日のみ休業し」とございまして。設置条例を見ますと、「施設の休館日は1月1日及び1月2日とする」とございまして、2日までというのが休館日なんですね。提出された発議の理由の中には、

元旦から3日までというふうに休館日を、休業されておるといふうなことなんですけども、これは事実誤認というふうに条例から判断するんですけども、この点につきまして質問いたします。ちなみに、この1月の1日から2日までの休館日については変更の申請が現在出されておられません。

で、3点目に、「それ以外は年中無休であった営業日を週1日、あるいは隔週1日の休業日を設けようとするなど」ということでありまして、現在はこのような措置が講じられていないわけなんです。講じられていないことをもって補助金の支出は不当という説明はですね、私成り立たないというふうに思うんですね。現に、このことが実施されていないわけですから、営業努力を欠いておるといふことも、また言えないのではないかとこのように考えますので、この点につきましても説明を求めたいと思います。

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） 3点ご指摘いただきました。午後7時から午後6時というのは、冬場ですね、営業時間でございます。夏場には午後7時まで営業しておる。それを今回の道の駅からの「まごころ通信」で、通年午後6時というふうに知らされております。それが営業努力をした結果だというわけではありますが、その間ですね、客足について少ないことは予測されますけども、どれぐらいの客足であったかということは知らされてはおりません。

それから、2点目の「元旦から3日のみ休業し」と、私もこれを書きながらですね、「2日やったかな3日やったかな」と思いながら書いたわけで、これは錯誤であります。「元旦から2日のみ休業し」といふうに、「3日から営業」ということでございます。

現在ですね、取り決められてない、あるいはその営業日の週1日、あるいは隔週1日の休業日を設けるといふことなどは、現在実現してないところであるから、営業努力を判定するのは不当ではないかということでございます。現在実施されませんが、「これを設けようとするなど」といふうに書いてございまして、

これをやられますと、ほかのマックスバリューなどが顧客サービスのところでもって、年中無休でやっている、そういう営業努力と比べると、やはり営業努力が足りないだろうと、こういうふうな認め方をして、理由として書き上げたわけがあります。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

中西議員。

12番（中西康雄君） 発議者にお尋ねをいたしたいと思います。営業時間を1時間短縮するということは、経営者側からの視点でもの言えは、「1時間減らすことが収入と人件費との関係から、経営改善につながるんや」ということが言えると思うんですが、発議者は1時間開業時間を減らすことによって、それがですね、収入と人件費とのことから考えたら、どちらがプラスになるんか、どういう判断をされておるんか、お聞きをいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） そのような資料は担当課からも、道の駅からも提供いただけませんでしたので、お答えにすることはできないかと思えます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案、執行部案に賛成の発言を許します。

中西議員。

12番（中西康雄君） 私、この審査の中で申し述べましたように、この支援の金額については何の異論もないんです。これは先ほどからですね、前田君の発言にもあったように、責任者の姿勢にそれは疑問を持っておるということは、よくわかるんです。しかしながら、そのことが元でこのような赤字を出したという原因にはなっておらない。このように私思うんです。前田君が指摘されましたよ

うに、生産者との会議を許否すると、許否しておると、皆のその関係者の意見を取り入れる姿勢がない。こういうことに誠に怒るのもよくわかる、それは。しかし、これはね、町長は何にも言わんけど、役員としていろんな会議に出てみえるんやで、これは皆の意見の1つとして、これは社長に改善を申すように、ちゃんと責任者にですね、指導をしてもらわないかと、このように思うんです。

以上のようなことから、私はこの原案である、この金額は、それはもう先ほど申し上げましたように、早く処理をせんことには経営には大きな支障がきたす、こういうような思いから、この原案に賛成するものであります。以上です。

議長（大西慶治君） 次に、原案、執行部案に反対の発言を許します。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） ほかに、ありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） それでは、執行部案に賛成の討論を許します。

直江議員。

6番（直江修市君） 議案第68号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第8号）に、賛成の立場から討論を行います。

まず8ページ、歳入でございますけれども、町の基幹財源でございます普通交付税がですね、4億円近く増額計上でございます。これは町の財政源にとっては、きわめて大きな力となるというふうに思いますので、まず1点ですね、賛成の理由としたいと思います。

それから15ページ、歳出のほうでございます。ここに財産管理費として、大台町地域活性化基金積立金が計上されております。これはもう先般設置条例が可決されまして、その事業遂行のための財源として基金化するということから、こ

のように基金積立金が計上されております。この点につきましても賛成の理由といたします。

21ページ、山村振興推進費の中で負担金補助金及び交付金が計上されておりました。観光振興公社経営安定補助金と道の駅奥伊勢おおだい経営安定補助金が計上をされております。「寄付または補助金」ということで、地方自治法の第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる」というふうにございまして、明確にですね、補助金を支出する法的根拠があって、それを踏まえた措置でございまして。そして大台町地場産業振興基金条例というのをございまして、この条例にはですね、「基金は別表に掲げる第三セクター等の経営安定に要する場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる」というふうの規定がございまして。道の駅の経営につきましては経営報告がございまして、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第7期分の営業損失分763万7000円と、第8期平成23年1月1日から平成23年3月1日までの営業損失が187万1589円、合わせて950万8589円、第7期、第8期で出たという経営報告でございました。それを受けまして、町としてはこの基金条例の規定に基づいてですね、経営安定のために基金を取り崩して、この補正で計上をされて支出するというございまして、自治法上の適法性、基金条例に基づく適正な処置ということで、全く正当な予算計上だというふうに思います。

ちなみに、赤字状態のままですね、6月こういう決算を終えて、経営報告があって、赤字という状態がある。それに対してですね、町としては基金条例を設けて経営安定化のために支出していくというような規定があるにもかかわらず、もしこれを執行せんだ場合、むしろ私は条例に反した行政というふうに、逆に言わざるを得ん状態に、私はなると思うんですね。で、これはもう昨今の状況を踏まえて、この基金条例の処分、もう明確に「経営安定に要する場合に限り」ということですから、こういう状況に対しての適用ということでは当然のことだという

ふうに思います。

それと、修正案が出されたんでございますけれども、修正案につきましては、瑕疵のある修正理由というところもございました。というようなことから、本補正予算案に賛成の理由といたします。

26ページから27ページに台風第6号に対する被災についてですね、災害復旧費の計上でございます。林道の1日も早い復旧というのがですね、山林労働者にとっては本当に切望するところでございます。悪いことにですね、引き続いて12号があり、被害が拡大をしておる状況でございます。これについても早い予算措置を講じて災害復旧にあたることを求めまして、賛成の理由といたしまして、本補正予算案の賛成討論といたします。

議長（大西慶治君） 次に、原案、執行部案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 次に、修正案に賛成の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

まず、原案、執行部案に賛成の討論を許します。

山本議員。

3番（山本勝征君） 私もですね、この提出原案に賛成の立場で討論するんですけども、議会として廣田議員が修正動議を出したことについては評価をしたいと思えます。余分なことですけども、いろいろ議論するという立場で。ただ、なぜ8号の執行部案に対して賛成するかという理由なんですけども、ずっと休みながら考えてみて、いろいろ発想の転換をしてみたんです。そしてじっくり読んでみたんですけども、瑕疵とは言わんけども、やはりこれには根拠が乏しい。修正案動議の理由の根拠が乏しいと思うんです。

1つは、経営責任者である道の駅駅長とありますけども、これはあくまでも経営責任者は駅長であるとして、株式会社ですから最高責任者は社長であるという

ふうには考えるんです。で、その社長の考え方、社長の経営方針に対して何らこれは聞き取りもないし、考え方も出てない。あくまでもこれは駅長の、第三セクターで働いている駅長の取締役であったとしても、現在役員であったとしても、社長が最高責任者であるので、私はそういう点でやはりこの修正案理由は根拠に乏しいんじゃないかということで、この修正案、いろいろな点で前田議員や廣田議員がいろいろ一生懸命で、奥伊勢おおだい道の駅について考えられておることは評価をし、私も全然知らないことはないんですけども、しかし、根拠のないものに諸手を挙げて賛成するわけにはいきませんので、執行部案に賛成をする。そういう賛成討論でございます。以上です。

議長（大西慶治君） 次に、原案、執行部案に反対の討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 次に、修正案に賛成の討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） ほかにありますか。

まず、原案に、執行部案に賛成の発言を許します。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） 原案、執行部案に賛成の立場から討論をいたします。先ほど来、それぞれの議員が原案、執行部案に賛成の立場から討論をされておりました。当然のことだと思いますし、それぞれの討論が私は妥当ではないかなというふうに思うんです。

それに付け加えさせていただければ、その「安定基金を使って」ということも評価をいたしますし、一般質問でもさせていただきました成年後見人制度についての事業について、成年後見人の謝礼や申し立ての手数料ということで、今回、予算計上をしていただいた点、それから緊急通報装置の機器購入費等、やはり必要な財源措置がなされている点、こういった点も含めまして原案に賛成の討論と

いたします。

議長（大西慶治君） 次に、原案、執行部案に反対の討論発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

まず、廣田幸照議員ほか1人から提出された修正案について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本修正案に賛成の方は、起立願います。

（少数起立）

議長（大西慶治君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案に賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

議案第69号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第14 議案第69号「平成23年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

議案第70号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第15 議案第70号「平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議案第71号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第16 議案第71号「平成23年度大台町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第72号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第17 議案第72号「平成23年度大台町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

議長(大西慶治君) 起立多数です。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

議案第73号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第18 議案第73号「平成23年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第19 議案第74号「平成23年度大台町後期高

齡者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第74号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

発議第4号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第20 発議第4号「議会の委任による町長の専決処分について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

請願第1号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第21 請願第1号「教職員定数改善計画」の着
実な実施と教育予算拡充を求める請願書」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号を、採択することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、請願第1号は、採択することに決定しました。

請願第2号の質疑・討論・採決

議長(大西慶治君) 日程第22 請願第2号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号を、採択することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は、採択することに決定しました。

請願第3号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第23 請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第3号を、採択することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、請願第3号は、採択することに決定しました。

請願第4号の質疑・討論・採決

議長（大西慶治君） 日程第24 請願第4号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第4号を、採択することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、請願第4号は、採択することに決定しました。

議長（大西慶治君） しばらく休憩をいたします。

再開時間は2時30分とします。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程について

議長（大西慶治君） お諮りします。

上岡國彦議員から、発議第 5 号から発議第 8 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から、追加日程第 4 として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号から発議第 8 号を日程に追加し、追加日程第 1 から、追加日程第 4 として直ちに議題とすることに決定しました。

発議第 5 号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第 1 発議第 5 号「教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読させます。

事務局長。

（議会事務局長（西山幸也君）朗読）

議長（大西慶治君） 発議第 5 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

発議第6号の上程～採決

議長(大西慶治君) 追加日程第2 発議第6号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読させます。

事務局長。

(議会事務局長(西山幸也君)朗読)

議長(大西慶治君) 発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

発議第7号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第3 発議第7号「義務教育費国庫負担制度の
存続と全額国負担を求める意見書」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読させます。

事務局長。

（議会事務局長（西山幸也君）朗読）

議長（大西慶治君） 発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

発議第8号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第4 発議第8号「防災対策の見直しをはじめ

とした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読させます。

事務局長。

(議会事務局長 (西山幸也君) 朗読)

議長 (大西慶治君) 発議第 8 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 (大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 (大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 (大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 8 号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

発議第 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (大西慶治君) 起立全員です。

したがって、発議第 8 号は、原案のとおり可決されました。

議長（大西慶治君） しばらく休憩をします。

休憩中にちょっと追加議案の書類を配付いたします。

すぐに行いますので、そのままお願いします。

（午後 2時48分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程について

議長（大西慶治君） お諮りします。

大台町教育委員会から、報告第12号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

報告第12号の上程～質疑

議長（大西慶治君） 追加日程第1 報告第12号「教育委員会の事務に関する点検評価報告について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

教育課長。

教育課長（野呂茂生君） 失礼します。報告第12号 教育委員会の事務に関

する点検評価報告について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、平成22年度教育委員会の事務に関する点検評価の報告書を提出するものでございます。

お手元にございます報告書の3ページをご覧ください。「背景と経緯」ということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下地教行法と云う）の一部改正により、平成20年4月からすべての教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、一般に公表しなければならないこととなりました。

この地教行法改正のポイント、第27条関係でございますが、今回の改正では教育委員会が効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、3点ほどが新たに規定されました。1．教育に関し学識経験者を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行う。2．その結果に関する報告書を作成し議会へ提出する。3．一般に公表しなければならない。どのような点検評価を行うか、また報告書の様式、議会への報告方法などについては国が基準を定めるのではなく、各教育委員会がそれぞれの実情を踏まえて決定することになっております。

2番目としまして、「点検評価の目的」、教育委員会制度は首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的で具体的な教育行政の事務事業を執行するものである。このため教育委員会が立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が適正、かつ的確に執行されているかどうかについて、教育委員会自らがチェックする必要性が生じると考えられています。また、教育委員会は町民の皆さんに生涯にわたって学び続ける意欲を持っていただくよう、より充実した教育行政を推進するとともに、開かれた教育委員会の推進を図り、町民の皆さんへの説明責任を果たすため、この点検評価を積極的、効果的に活用します。

3．「点検評価の対象」、教育委員会が前年度に実施した施策等事務事業の点

検評価を行います。

続きまして16ページ、17ページをお願いいたします。「総合的評価」ということで、まず「学校関係の総合的評価」、「現況」といたしまして、平成22年度においても臨時交付金等によって学校教育施設はもとより、備品関係がより充実した中で、今後改正された教育指導要領に基づく教育について、十分対応が可能な教育環境となりました。

「課題」としましては整備された施設、備品を有効に利用していくために、これらの機器を使いこなせるスキル（技術）が不足する可能性があります。一方、施設面では学校統合並びに給食事業において、当面の大きな課題として現在も大きなウエートを占めております。

「対策」、毎年ICT関連備品が整備されておりますが、これらの備品の使用状況を調査し、十分に活用できるように外部講師を招いて研修等を実施し、技術の向上及び人材の育成に努める。また、学校統合及び学校給食完全実施においては実現に向け努力していく。

「評価」、特に施設備品については近年にない充実度であり、大いに評価されることからA評価とする。

（2）社会教育等総合的評価

「現況」、生涯学習拠点施設の1つである日進公民館が建て替えられ、さらに利用者の増加が見込まれる。また社会体育においては町体育協会の一本化が実現し、あらたな体制での取り組みが始まっているが、海洋センター並びに奥伊勢漕艇場については老朽化がかなり進んでいる。環境教育についてはNPO法人大杉谷自然学校との連携を取りながら実施している。また文化面については町文化協会が主体となり、文化芸術に対する取り組みを行っている。

「課題」、町体育協会においては一本化が実現したものの、運営面において温度差がある。海洋センター及び漕艇場については老朽化が進み、施設の利用に不便が生じており、センター利用者に多くの不便をかけている。早急な改善が必要

となっている。NPO法人大杉谷自然学校については、補助金の交付により支援を行っており、本来の自立がなされていない。文化協会については自主運営を期待するが、まだまだ体制が不十分である。

「対策」、町体育協会については、地域の特性を生かしつつ、町全体を見据えた運営ができるよう、一層の体制づくりを目指す。海洋センターについては漕艇場を含めスムーズな運営が可能ないように職員の人材の育成を図り、複数の職員の常駐を目指す。NPO法人大杉谷自然学校については、自立に向けた支援や助言を行う。また文化協会については自主運営を目指した支援、助言を行っていく。

「評価」、社会教育、社会体育においては組織の育成が事業実施成果の重要な位置を占めることを考えると、それぞれの団体、グループの多くが事業実施運営について評価でき、施設においては日進公民館建て替えが実現し、一層充実した公民館活動が期待できるが、現有の施設でもかなりの有効な社会教育、体育の運営が実現できたことは評価Aに値する。以上でございます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣田議員。

2番（廣田幸照君） 「点検評価の項目及び流れ」という4ページからの、まず書式についてお伺いしたいんです。教育委員会の活動として、1、2、3、4が挙げられておりまして線が引っ張ってあって、その上に評価Bと、つまり教育委員会の活動は評価Bということだというふうに理解できるわけです。

同じように学校教育の主な事業につきましても、1から6まであって評価Aというふうになりますね。教育指導についてずっと書かれておりまして、7ページ、8ページ、9ページにいきまして、11ページまでかな。12ページもそうですか。で、ここに評価が出てないですね。学校教育についてね。学校教育の主な事業で、1から始まってずっと行っているんでしょう。それでここに評価が出てないですね。教育委員会の1つの大きな事業としては、学校教育が大きな部分です

わね。これに評価が入ってないのはどうしてかなということであります。

それから、さらに12ページから13ページにいきまして、途中で評価Aとこう入っています。この評価Aは青少年健全育成だけに限った評価Aなのか、それともこの社会教育ずっと流れてきて、ここで社会体育に移る前に、この全般を通じて評価Aになるのか。ここに線が一本入るのかなと、こう思ってます。

同じようにですね、その次のページも1つの項目ごとに評価が入ってきてますね。というようなことで、どうもその書式が統一せんと、どこまでがその評価の対象になっておるのやろと、これよくわからないんです。この辺をお教えいただきたいと思います。それが1点です。どうもこの点検評価の項目の読み方がわからないというところです。

それから、一昨日のその一般質問でも申し上げました。こういうことを申し上げたんです。この総合計画の「教育文化振興のまちづくりの自己評価」について、22年8月の教育委員会の事務に関する点検評価報告書と対比をさせてみましたと、今年の22年度を対象とするわけですね。私が今取り上げているのは21年度を対象としたやつです。で、自己評価は評価Aが与えられたものが国際交流、町立図書館、人権教育の推進でありました。

ところが、この第1次大台町総合計画の前期基本計画で、平成19年度から平成23年度までの5カ年間の施策自己評価では、あんまり高い評価は上げられてないんですね。この教育委員会の出した文書ではおおむねA評価で、ほぼ達成しているということで90%から100%達成すると、こういう表記になりながら、この町民の皆様を示したものではありませんね、国際交流は3分野になってまして、それが「3、3、3」ですね。「3」という取り組みの評価は「適度に取り組めた」というやつやな。で、効果は「3」と「2」と「評価なし」ということで、「2.5」かということになるわけです。

それから、町立図書館は評価と効果が合致しているようですが、人権教育はですね、これも3項目あります。で、これは教育委員会のほうではAになっておる

わけですけれども、90%から100%達成したということなんですが、この総合計画の前期の評価では3項目あって、「3、2、1」となって平均しますと「2」で、「十分取り組めなかった」という評価、「あまり取り組めなかった」という評価になるわけです。で、効果についても「3、2、1」ということで、「あまり効果がなかった」ということです。

一般質問で指摘しましたけれども、「どうも教育委員会のこの評価と施策自己評価と、どうも乖離があるんじゃないか。」こういうような指摘をいたしましたならば、教育長のほうからは、「それは21年度1年間対象したものである」と、こういうふうに返答いただきました。22年度もまた同じなんですね。そうすると19年から23年、23年まだ済んでませんから、19年、20年、21年、22年と4カ年の施策の中で、評価しなければいけないという21年度分、22年度分については、90%から100%達成されたと書いていながら、この23年度の前期基本計画に出したところにはそうではないということで、「何かどうもおかしな。どういう読み方をすればいいんだろう」というのが、私のこの文書2つを突き合わせてみた感じなんですね。その2点についてですね、確たるご返答をいただければ、ありがたいなと思います。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（野呂茂生君） すみません。先ほどご指摘のございました社会教育の件、人権教育の件でございますけれども、社会教育、12ページの下段から、下のほうから社会教育始まっておりまして、一部評価の入ってない部分もございます。まだ評価ができない部分、建築が終わりまして、これから今後の効果を見据えながら、建築は終わりましたんですけれども、その建築に関しましては十分できたということなんですけれども、今後、それに対する評価というのは次年度、またあるいは次の年度でできるかというふうに考えておりまして、ここは評価を抜かしてもらっております。

それで、文化協会の補助とか成人式の集いというところでございますが、この

辺につきましても補助でございますので、うちが文化協会の評価をするというのは適当じゃないのかなということで、こちらのほうは評価を抜かしてもらっております。文化協会のほうの活動としては十分していただいております。あるいは、その教育委員会のほうで事務局を持ちましてやっております行事につきましてはAとかB、あるいはBというふうな形での評価をさせていただきます。

それと総合評価の件と、この今回出させていただきました報告書の評価がバラバラじゃないかということで、これも一般質問のときにいただいたあれなんですけども、片や5年間の集大成、片や単年度単年度の報告書ということでございまして、単年度単年度の事務を見て評価してございます。こちらのほうは総合評価のほうは、事務プラスそれに付随したものがございまして、それを含めると、その効果とかその辺のものが十分に行えていないということで、評価が低くなっている部分がございます。

そして人権教育の評価がバラバラであるということなんでございまして、こちらのほうで担当課ということでしてございまして、町民、あるいは職員に対する人権啓発という部分に関しましては、町民福祉課のほうでの件になってきておまして、その辺のところでは人権評価が低くなっているのかと考えております。教育委員会で担当しておる分野に関しましては、学校における学校教育での人権教育ということで、そちらのほうに関しましては、人権教育は十分な効果を上げられたかどうかというのはあれですけども、行ってございまして、こちらとちょっと乖離している部分がございます。以上でございます。

議長（大西慶治君） 教育長。

教育長（村田文廣君） すみません。もう1つ、学校教育の教育指導等の部分に関してでございます。本来ですと4月の当初の段階で基本方針を立てまして、それで教育委員さんの意見もいただきまして、そして校長会等で校長先生に示しまして、今年の教育指導は、こういう形でお願いしたいというような形でいくの

が本来でございますけども、昨年4月1日に就任いたしました、なかなかそれができませんでして、ちょっと遅れてしまいました。それで各学校は各学校で校長がもう4月の1日、2日ぐらいにはもう自分の方針を説明して、職員会で。今年はこの形で行くと。そのあとに実質は校長会があるんですけども、それを受けて学校の改革の方針というのをつくりまして、それでそれぞれ学校で取り組んでいただいております。

で、その段階にちょっと昨年度は、なかなかその初めに載せられませんでした。本年度はもうとにかく早くつくろうということで、教育委員さんにも4月の初めに見ていただいて、一応させていただきましたが、実質、去年その22年度にしてもらった各学校のは、アンケートと言いますか、各学校、この点に対してどういう取り組みをしたんやというのを書いてもらって、一応は皆各学校の分はまとめてあるんですけども、これをここへ全部載せるのも大変ですし、それで各学校の評価自身もこれをA、Bというふうに付けるんか、あるいはその教育全体を通して、その何校がこのことをきちっとやっておったか、AとかBとか付けるんかということは、ちょっと難しいですので、もう本当にここには、本当に簡単な形でこういうことに対してはこういう形で各学校取り組んでもらってますという形で、あるいはちょっとできてない部分はこういうことで、最初なんかですとちょっと情報発信に、すべての学校で地域に関して発信できていないという部分もございますので、こういう点からいけばBなりCなりという形になってくかとは思いますが、とりあえず今、各学校でもいろんな形で保護者にも発信もしまして、いろんな形で見てもらっております。そういう努力はしてもらってますので、今年はちょっとそれができるような形での基本方針にはしたんですけども、ちょっと本年度はまだどのような形で、そのAとかBとかの評価をしていったらいいのかというのが、去年もそうだったんですけども、ちょっと難しくて。

それともう1つ、各学校におきまして前期後期に分けて、大体保護者の方、それから児童生徒のそのアンケートを取りまして、前期分の学校の自己評価とい

うような形で反省をしまして、それを後期に生かして、最終的に3月に反省をしております。それがまとめたものが、こういう形では作ってはございますけども、各小中学校の自己評価という形で出してもらっています。これのほうは各学校で、その評価に基づいて自分とこで、AとかBとかなかなかしてないんですけども、取り組めたかどうか、何パーセントぐらい取り組めたかと、満足いったら次はまた評価を変えるというような、目標を変えていくというような形で取り組んでございます。

ということで、なかなかここへ、議会のほうにこうして出させていただいておるんですけども、特に教育のこっちが出しました基本方針に関しては、どのようにお知らせしていくのが一番いいのかなというのは、ちょっとまだ具体的にはできておりません。それで実質取り組みました、その予算を含んだ部分というのですか、これはある程度、今までどんなふうな形で取り組んできて、どのような執行ができておるかというのはわかりますので、評価は付けられるんですけども、そういう形でもう少ししばらくですね、来年になったら3年目にもなってきますので、ある程度できるのかなとは思っていますので、またもうしばらくちょっとお待ち願いたいと思います。以上でございます。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

廣田議員。

2番（廣田幸照君） 教育課長のご答弁の中で、これ2年間通しての評価ですよ。ですから、この総合計画ですと4分の2、半分の年度に対して評価していただいておりますので、ちょっとその弁明の意味合いがよくわからなかったと、19年度、20年度はこういう点検評価報告書はつくらなくても良かったんですからね。ですから、評価が単年度だけだがというのは、どうも当たらないように思うんです。

それから、教育長就任1年目、あるいは2年目ということで、なかなか一本筋の通ったところが、この評価においても施策においても進められなかったという

ことで、1年目は各学校の自主性に任せながら、それを統一するような形でというようなご答弁やったと思うんですけども、いずれにしても教育行政、教育委員会の仕事はずっとこう流れておるわけですね。生徒もこうずっとこう対象があるわけです。ですから、教育長の就任とか就任がなかったとか、そういうことじゃなしに、やはり一貫したものがないといけないので、それはやはり教育委員会自体の取り組みの問題になってくるんじゃないかなと思うんです。私たちもこういうふうな作文をよく出しまして、県に出してやったわけですけども、それを見ておるような形で、やはりその当時のことも含めて考えますと、具体策がなくて総花的になっているんだなと、総花的なその記述に終始していると、記述にね。やり方はあろう、記述の仕方が総花的だなというふうな印象を持っています。

それから、もう1つだけ、私聞いたのでご返答がなかったのは、どこで、どこまでが、どこからどこまでがその評価対象になっておるのかと、どこで線引いたらええのかと分からんわけで、この辺がね、逆に言うとバラバラ、学校教育はずっと流れていって評価なし、それからそのあとになってくると、ぼつぼつとこうやっているけども、やはり評価ないところもあるというところで、「一体この評価書どうやって読んだらいいんだかな」というような、「こうなのかな」と自分で判断してやるわけで、その辺がね、十分つかみきれないところがあるんで、もう一回ちょっと答弁お願いします。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（野呂茂生君） 申し訳ございません。社会教育のほうの評価でございますが、途中で点線等を入れて、わかりやすくするように次年度以降直したいとは考えております。補助に関しましては、補助したら終りということではございませんが、補助の性質上、それを評価するのが難しい部分もございますので、評価を入れてないところがございます。例えば全国交流レガッタ参加補助とか、スポーツ少年団への補助というところでございます。文化協会の補助というのも評価を入れてございません。そういうことで、また次年度評価を入れるべきであ

るということでしたら協議いたしまして、もう少しわかりやすいものを作成して
いきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（大西慶治君） 廣田議員。

2番（廣田幸照君） 次年度の改革をお願いします。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（野呂茂生君） 次年度はもう少しわかりやすく、見やすいものに
できるように改革したいと思います。

議長（大西慶治君） 山本議員。

3番（山本勝征君） 16ページの総合評価のことで、ちょっとお伺いいたし
ます。その前にこれでええのかどうか。「学校関係総合的評価」の「現況」の中
で、教育について「充分」の「充」、「充実」書いてありますし、対策の一番上
の行で、「使用状況を調査し、十分」、ここの「十分」はプラスの「十」書いて
ある。意味があるんか、これでええのか、ひとつ。どうでもいいことですが、
ちょっと文字が。それが1点です。

それから、もう1つですね、学校教育は何なんですけども、「社会教育等総合
的評価」という中で、これ見てみるとAが4つですね、個々に言うと。それから
Bが評価3つになってます。そしてその総合評価の中で最後のほうに、「有効な
社会教育体育の運営が実現できたことは評価Aに値する」というふうに書いてあ
ります。それはそれで私は評価A付けていただいたら結構だと、私は思うんです
けども、その課題を見てもみますとですね、上の17ページの上、「課題」ですね。
「町体育協会については一本化が実現したものの、運営面において温度差があ
る。」そういう課題があるわけですね。それからずっと4行目くると、「大杉谷
自然学校について補助金の交付云々で、本来の自立がなされていない」課題があ
る。それから文化協会においては、「自主運営を期待するが、まだまだ体制が不
十分である」と、こういうようないくつかの課題がある中で、評価Aを付けてい
ただいて、私はそれはそれでいいと思うんですよ。あかんと言うてないですので、

そういう中で評価A、そして個々にAが4つで、Bが3つ、Aが4つでBが3つやで、まあAでええかということになるかわかりませんが、その辺のこの関連というんか、説明をちょっとしていただければと、このように思います。別に辛口で言うておるわけで、Aを付けていただいて結構だと言うておるんですよ。はい。

議長（大西慶治君） 教育課長。

教育課長（野呂茂生君） 先ほど1点目のですね、「十分の」ということなんですけど、申し訳ございません。変換間違いと言いますか、語句を統一すべきところをですね、そのままパソコンの変換を信じてやってしまいました。「充分」の「充」、上のほうに改めるべきだと思います。ここで訂正させていただきます。

またそれで、先ほど「課題」のところの評価が、社会教育のほう評価Aが4つ、Bが3つにもかかわらず、評価Aに値するというところでございますが、課題といたしまして、先ほども読ませていただいた、朗読させていただきましたが、それぞれの部門で社会体育施設古くなっております。その古くなっておる施設にもかかわらず、その施設を使いながらですね、それぞれのイベントを実施したりしておるところを評価しておるわけでございまして、本来でしたらというか、その施設を直し直ししながら体育のスポーツイベントをやっておるところでございます。

またそれで、大杉谷自然学校、あるいは文化協会につきましてもですね、こちらから補助金の交付を行いまして、それぞれ十分な活動をしていただいております。こちらのほうで課題としてはあがっておりますが、これから将来的に向かったの課題でございまして、文化協会につきましても十分な活動をしていただいておりますし、ただ、本来その自主的運営を期待してはおるんですけれども、事務局を教育委員会で持って、まだ大分こちらのほうでサポートしながら、協会の運営をさせていただいておるとい部分がございます、今後、それをできるだけ早く文化協会が一本立ちしていただくようには考えておるんですが、なかなかそういうところも進んでおりません。そういうところで課題として挙げられていた

だいておりますが、当初、合併した当初に比べましたら、文化協会も大分と言いますか、自主運営ということを考えていただいておりますので、その辺を評価してのAというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

堀江議員。

1番（堀江洋子君） まず1点目にですが、3ページです。下から5行目なんですけど、「また教育委員会は町民皆さんに」というふうになっているので、「の」が抜けておるような気もしないでもないんで、その点が1点と。

それから、同じく3ページに「27条関係」ということで、「3」で「一般に公表しなければならない」ということで、一般の方はそれぞれこの点検評価報告書を見られると思うんですが、その住民の方の立場に立って伺うわけなんですけど、5ページに「教育指導」ということで、「確かな学力の向上、」のところですね、先ほど教育長も触れられておりましたけれども、「確かな学力観を明らかにし、保護者地域との共通理解を図る」という項目がありまして、点検評価では「地域に関してはすべての学校で発信するには至っていない」ということで、地域との共通理解を図ることが22年度はできなかったということなんですけども、そもそもですね、その学力の向上ということを、地域とのその共通理解を図るといふふうには書いてあるんですが、どういう意味を持ってその地域との学力の共通理解を図るといふふうには、その事業でされているのかという点が、住民の側に立てばどういうふうには共有して認識を持つんだらうとか、理解を図っていくんだらうという、教育委員会の人々の姿勢というのか、立場がちょっと私もわかりませんので、その点を伺いたいと思います。

11ページに、「3」の「保護者地域関係機関との連携した子どもの健全育成」ということで、に「児童虐待、いじめ、不登校などの課題に対して適正な対応を進める」ということがありまして、それから評価として、「職員会議等で職員全体で共有し合うようにして、問題解決に向けて努力している」といふふう

になっているんですが、学校の中でそういうふうに努力をされて問題が起きた。例えば児童虐待、ネグレクトなどの問題が出てきた場合には、そういった問題がこの22年度では、教育委員会に上がってきていますか。そのようにもし上がってきてない事例もあったんじゃないのかなという気もするんで、お伺いをいたします。

議長（大西慶治君） 教育長。

教育長（村田文廣君） まずは1点目の、1番の「確かな学力の向上」の部分で、特に「保護者・地域等の共通理解を図る。確かな学力観を明らかにし」、これは各学校で、「学校経営の改革の方針」というのを立てておりまして、それをもって学力をどのようにあれするか、また学力とは何かということで、保護者に対しては地区懇談会とかPTAの会議とか、そういうのがございますので、それぞれできるわけなんですけども、地区に対して、地域に対してはなかなかそういう場がございませんので、一応、通信とかそういうのもって、地域へ「こういうような形で考えて、こういうふうな形でします」という形で今はまだ、しか取り組めてません。ホームページ等があれば、それに対して地域のほうへ流してまで見てもらうというようなこともできるわけなんですけども、今のところちょっとございませんので、そういう意味では地域、今、3小中学校が一応地域の中へこういうので発信しているということはありません、まだまだそれが実質はそれだけでは弱いので、全校でそれぞれ、まずはとにかく通信でも何でもいから、地域の方に対しても「学校がどういうふうな形で、その学力を考え、あるいはどのような教育に取り組んでいこうとしているのか」という、そういうのをまず発信してほしいということしております。ただ、今のところ、まだできていないというのが実情でございます。

それから、もう1点の11ページでございます。「児童虐待、それからいじめ、不登校などの課題」ということで、学校の中ではそれぞれ一般質問でもあれしましたけども、とにかくアンテナを高くして教員が、あるいは養護教諭がそれぞれ

子ども見て把握しているというのが、まず1点目ですけども。実際、先ほど言われました児童虐待については、昨年度は教育委員会には何も報告ありませんでした。それで町民福祉課、あるいは中勢児相との会議もございますので、その中でもちょっとまだ何も聞いてはおらないんですけども、そういうことで、もしそういうのが出てきましたら、そういう児相なり、あるいは町民福祉課等々とも、あるいは民生委員さんにもお願いして、そういう形で今後取り組んでいかなければならないかなとは思ってますけども、まだ去年はこちらのほうには上がってきてはおりませんでした。

議長（大西慶治君） 堀江議員。

1番（堀江洋子君） 昨年度はそういうふうに教育委員会には上がってきてなかったということの答弁だったんですが、これは22年度の評価ということになってくるんですけども、現在、その学校のほうでは民生委員さんを交えて、2、3年ぐらい前からというふうには聞いてますけれども、学校の先生と民生委員さんを交えて、お話し合いをされているということ、私は民生委員さんから聞いたんです。で、今年度もその民生委員さんとの会議、正式名称なんというのか私わかりませんけれども、お話し合いの場があったということで、そのときにですね、その虐待、ネグレクトということで、学校のほうから問題学校出てきたということで、個別の事例をあげられて出てきたという話を聞きました。

で、これまではそういうことを学校からは聞いてないということで、本当に町内の小学校も中学校もいじめもない、虐待もない、平和な町、大台町やなというふうに思ってたということなんですけれども、今年行われたその民生委員さんと学校側とのお話し合いの中では、個別の事例をもとにですね、学校のほうから話が出てきたと、具体的な事例です。私も聞いてますけれども、そういった話をするとということでね、私1つ、そういう学校間では協議をされていると思うんですけども、問題なのは、個別のお名前をね、出されて話をされると、例えばその名字だけで、それからこういうお仕事をされて、こういう関係の仕事をしている

お宅のというふうになれば、私本当にそれがお互いに認識することは大切やと思うんですけれども、そういう個人のプライベートにかかわることを、民生委員さんにその場で言う、名前を出して言うということが、私はそれが本当に、学校現場と民生委員さんが共有できて解決できていくんだろうかと思うんです。ちょっとそういう名前まで上げられて言われるということは、学校に対しての不信も招いてくるんじゃないかなと思うんです。まず、私学校現場で大切なことというのは、その事例があればですね、行政に報告するなり、教育委員会に言うなり、町民福祉課に相談するなり、児相に相談するなり、そういう体制のほうが先だと思うんですよね。民生委員さんの力を借りるのは当然、もっとその後になってくると思うんです。

そういったこともあると思うんで、十分学校側は気をつけてはいただいているとは思いますが、そういう個別の名前で、どなたがというふうに対象がわかってくるような、その会議の持ち方で、こういう虐待なり、いじめなりという問題を民生委員さんに投げかけていく姿勢というのは、それが本当にいいことなのか、ちょっと疑問を持っておりますので、この報告書でも去年はなかったということで、去年は聞いてなかったというお話もされておりました。そういったことも含めて、見解を伺いたいと思います。

議長（大西慶治君） 教育長。

教育長（村田文廣君） すみません。今のところ本当に上がってきておりませんので、今、そういう民生委員さんとの話の中であったということも、ちょっと聞いておりませんので、当然、その会議がどういう意味を持つのか等もありますし、実際普段は民生委員さんにいろいろお世話になっております。それも含まれますけども、一回そのあたり学校のほうでまた、まだどこの学校かもちょっとわかりませんが、聞かせていただいて、そういうあたりもまた今後どうするのか、対応していきたいと思っております。

議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) これで質疑を終わります。

以上で、報告第12号「教育委員会の事務に関する点検評価報告について」を終わります。

議長(大西慶治君) しばらく休憩をいたします。

再開は3時45分いたします。

(午後 3時33分 休憩)

(午後 3時45分 再開)

議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程について

議長(大西慶治君) お諮りします。

町長から、議案第75号から議案第77号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第77号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

議案第75号の上程～採決

議長(大西慶治君) 追加日程第1 議案第75号「平成23年度大台町一般

会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（上瀬勉史君） 議案第75号 平成23年度大台町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、追加で上程をさせていただきました補正予算につきましては、すべて台風12号被害に係る財政需要に対応するものでございます。

歳入議出それぞれ5601万9000円を追加し、総額72億2144万2000円とする補正予算でございます。

それでは、まず、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

6ページをお開きをいただきたいと思います。災害救助費でございます。今回、家屋で床上浸水以上に被災された世帯に対しまして、平成16年災害とほぼ同様の基準で災害見舞金を支給するべく380万円を補正させていただいております。

環境衛生費の自動車借上料につきましては、災害応援協定に伴いまして紀宝町の一般廃棄物の搬送の応援に必要な車両のリース料25万2000円でございます。

7ページをお願いをします。清掃費につきましては、主に岩井本郷地区の災害に対応するため、被災した家屋などから発生した、いわゆる廃棄物の処理に関する費用をそれぞれ計上させていただきました。災害廃棄物処理事業費補助金300万円を充当をしております。

農地費では台風12号により被害を受けた水路7箇所、農地5箇所などの農業用水路等修繕費600万円、次ページでございます。林道費では修繕費1200万円を追加をいたしております。

道路維持修繕費、次ページの河川改良費につきましても台風被害による補正でございます。

9ページから10ページにかけて、災害復旧費で、台風12号による災害

復旧のため、農地農業用施設災害復旧測量設計業務委託料700万円、林業用施設災害復旧測量設計業務委託料9800万円、さらに公共土木施設災害復旧測量設計業務委託料9500万円を追加をいたしております。

次に、これらの補正財源でございますけれども、財政調整基金積立金の減額1億8961万1000円と、財政調整基金繰入金5241万9000円に対応をしております。以上、ご審議のうえ、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

議案第76号の上程～採決

議長（大西慶治君） 追加日程第2 議案第76号「平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（鈴木好喜君） 議案第76号 平成23年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げます。

1款・総務費、総務管理費では18万9000円の増額で、これは三重県水道災害広域応援協定に係る応援要請に応えたものでございます。

次に、歳入につきましては、一般会計繰入金18万9000円を増額するものでございます。

歳入歳出それぞれ18万9000円を増額し、予算総額12億8880万3000円とさせていただき補正予算でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

議案第77号の上程～採決

議長(大西慶治君) 追加日程第3 議案第77号「平成23年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長(鈴木好喜君) 議案第77号 平成23年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

3款・維持費、1項・生活排水処理維持費で修繕費として、台風12号で処理場のフェンスが、26m倒壊したための修繕と、ろ過装置操作盤老朽化で故障したため、修繕それぞれ146万円を増額するとともに、役務費で台風12号によるマンホールへの不明水流入量が異常に多く、バキューム車による吸引と、電気系統の点検等の操作によりまして難を脱したというふうなことで、その手数料として47万円を増額いたしました。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

6款・繰入金の一般会計繰入金193万円を増額いたしました。

歳入歳出それぞれ193万円を増額し、予算総額3億7829万3000円とさせていただきます。補正予算でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第77号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（大西慶治君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回大台町議会定例会を閉会します。

皆さんご苦労さんでした。

（午後 3時53分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成23年 月 日

大台町議会議長

大台町議会議員

大台町議会議員
